

2019年度
自己点検・評価年報

同志社女子大学

目 次

1. 理念・目的	1
2. 内部質保証	4
3. 教育研究組織	1 2
4. 教育課程・学習成果	1 6
5. 学生の受け入れ	2 7
6. 教員・教員組織	3 4
7. 学生支援	3 9
8. 教育研究等環境	4 8
9. 社会連携・社会貢献	5 5
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	6 0
(2) 財務	6 8

第1章 理念・目的

点検・評価項目①：

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学部においては学部、学科又は専攻ごとに、大学院においては研究科、専攻又は課程ごとに、人材育成目的その他の教育研究上の目的を設定していますか。
- (2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的は関連していますか。

1) 大学の理念及び目的

同志社女子大学は、新島襄の先駆的な女子教育への情熱に基づく女子塾を起源とし、創立以来、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、時代の変化や社会の要請に応じた教育を行い、いずれの学部学科においても、専門分野に関わる知識と幅広い教養を身につけ、視野の広い豊かな人間性と多様な進路に柔軟に対応できるバランスを身につけた女性を社会に送り出してきた。

大学及び大学院の目的は、教育理念に基づいて、同志社女子大学学則（以下、「学則」という。）の第1条と同志社女子大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）の第1条に、それぞれ以下のとおり定めている。

【学則】

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として学術の教授研究を行うとともに、キリスト教の精神にしたがい、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成することを目的とする。

【大学院学則】

第1条 同志社女子大学大学院は、立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。

また、2007年には教育理念を基本として「同志社女子大学が育む女性像」を以下のとおり定めている。専任教職員だけでなく有期雇用の教職員、業務委託や派遣社員等も含む本学で働く全ての者に対して毎年「クレド」を作製・配付し、これに「建学の精神・教育理念」(Spirit)とあわせて「同志社女子大学が育む女性像」(Mission)を記載することで教職員の共通意識の醸成に努めている。

同志社女子大学が育む女性像

古きを大切にし、新しきを生きる。
リベラル・アーツとともに品格と良心をもって、
ゆたかな世界づくりに寄与する女性。

2) 学部・研究科の目的

各学部・研究科の人材養成目的は、学則第1条及び大学院学則第1条に規定した大学及び大学院の目的を踏まえた上で、学部は学部及び学科・専攻を単位として学則の別表1に、研究科は専攻及び課程を単位として大学院学則の別表1にそれぞれ適切に定めている。

点検・評価項目②：

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学部においては学部、学科又は専攻ごとに、大学院においては研究科、専攻又は課程ごとに人材育成目的その他の教育研究上の目的を設定し、適切に明示していますか。
- (2) 大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を教職員、学生、社会に対する刊行物やウェブサイト等で周知及び公表していますか。

1) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の適切な明示

大学の理念・目的は学則第1条に明記し、学部・学科の人材養成目的は学則の別表1に明記している。なお、学芸学部音楽学科及び生活科学部食物栄養科学科については専攻ごとの人材養成目的も明記している。また、大学院についても大学院学則第1条に大学院の目的を明記しており、専攻・課程ごとの人材養成目的は大学院学則の別表1に明記している。

2) 大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の教職員や学生への周知、社会への公表

大学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、本学ホームページ等を通じて学生・教職員をはじめ広く社会に対して周知している。また、本学の志願者に対しては、大学の広報誌である『大学案内』に教育理念や「同志社女子大学が育む女性像」、『入試ガイド』には教育理念・目標を明記し、周知を図っている。

学部生に対しては、所属する学部の履修要項に学則や学科の教育理念・目標等を記載し、大学や学部・学科の理念及び目的の周知を図っている。大学院生に対しては、大学院共通の履修要項に大学院学則や専攻・課程ごとの人材養成に関する目的等を記載し、大学院の理念・目的の周知を図っている。また、新入生に対しては、学生生活等の手引きである『DWCLA Campus Life Guide』に本学の建学の精神や教育理念、学生に卒業までに身につけてもらいたい10の力である「DWCLA10」を掲載し、周知に努めている。

点検・評価項目③：

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

〔評価の視点〕

(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していますか。

1) Vision150 の設定と実行

本学では、2011年12月に中・長期計画として「将来構想に向けた方針・方策」を策定し、7つの分野（理念、教育・学生支援、研究、施設・設備、社会連携、学生の受け入れ、管理運営・組織）ごとに目標を設定し、その目標に対して、2012年度～2016年度の5年間に68事業を展開してきた。2016年度には、この「将来構想に向けた方針・方策」で取り組んだ成果や課題を踏まえ、創立150年を迎える2026年に向けた10年間（2017年度～2026年度）の新しい将来構想として「Vision150」を策定し、学内外に公表した。「Vision150」のコンセプトは「21世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の養成」とし、「創造性を育む教育の推進」「自分自身を生涯にわたりデザインできる女性の育成」「『学修するコミュニティ』の構築」「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」の四つの長期目標を掲げている。なお、「Vision150」では、最初の5年間（2017年度～2021年度）を第1期、次の5年間（2022年度～2026年度）を第2期と区分し、5年間ごとの中期目標とそれを達成するための重点的な取組み事項としてアクションプランを設定している。現在、第1期アクションプランとして67事業を策定し、毎年度終了後に各事業担当部署からの報告に基づき、常任委員会において進捗状況等を確認しながら取り組んでいる。毎年度の予算編成においても、「Vision150」の実現に向けた施策の実行は不可欠であるとし、予算の効果的な配分により事業実施を推進している。また、その中でも、特に推進が求められる事業については、学内基金の果実を財源として充当しており、計画的に予算を確保している。

第2章 内部質保証

点検・評価項目①：

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 内部質保証に関する大学としての基本的な考え方及び全学的な方針及び手続を設定し、明示していますか。
- (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担、PDCAサイクルの運用プロセス等を適切に設定し、明示していますか。

1) 内部質保証の方針及び手続

本学の内部質保証に関する基本的な考え方及び全学的な方針については、「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の「内部質保証に関する方針」において以下のとおり明示している。本学の教育理念・目的の実現に向けて、本学自らの責任において教育研究活動等の質を保証し、恒常的・継続的にその向上を図るため、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進することを示している。当該方針においては、「同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下、内部質保証推進委員会という。）」を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のあるPDCAサイクルを機能させることや、社会に対する説明責任として、自己点検・評価結果等を積極的に公表することも示している。

また、内部質保証に関する手続については、「同志社女子大学内部質保証推進規程（以下、内部質保証推進規程という。）」において、内部質保証の推進方法や全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証推進委員会の任務等を規定している。内部質保証の基盤となる自己点検・評価に関する事項は、「同志社女子大学自己点検・評価規程（以下、自己点検・評価規程という。）」に定めている。なお、これらの方針及び規程については、本学ホームページで公表している。

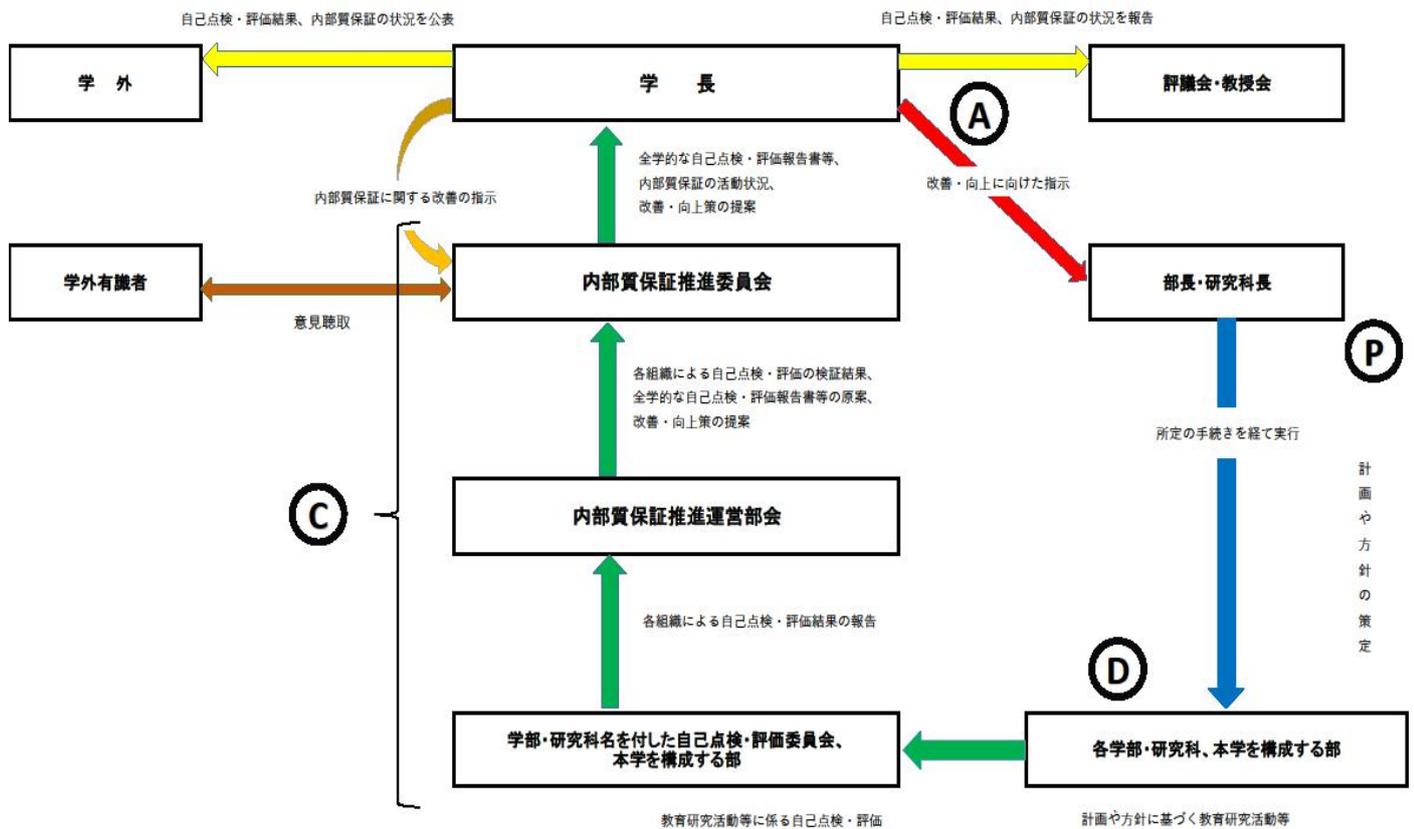
＜内部質保証に関する方針＞

1. 本学が掲げる教育理念・目的の実現に向けて、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証するとともに、恒常的・継続的にその質の向上を図るため、「同志社女子大学内部質保証推進規程」に従い、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。
2. 全学の内部質保証に責任を負う組織である同志社女子大学内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なPDCAサイクルを機能させる。
3. 社会に対する説明責任を果たすため、本学における自己点検・評価結果、内部質保証の状況並びに本学の基本的情報を積極的に公表する。

2) 内部質保証の推進に責任を負う組織

本学の内部質保証の推進については、内部質保証推進委員会が中心となり、内部質保証推進運営部会を通じて、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的な連携を図る。その役割やPDCAサイクルの運用プロセスについては、以下の「同志社女子大学における内部質保証システム概要図」に示すとおりである。

同志社女子大学における内部質保証システム 概要図



本学における教育研究活動を中心とした諸活動については、所定の手続きを経て計画や方針が策定され、それらに基づき各学部・研究科及び本学を構成する部により実施される。そして、各組織において定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果を内部質保証推進委員会の下に置かれた内部質保証推進運営部会に報告することが規定されている。内部質保証推進運営部会は、各組織による自己点検・評価結果を全学的な視点で検証し、本学の自己点検・評価報告書あるいは自己点検・評価年報の原案を策定する。また、自己点検・評価結果を受けて、各組織において改善すべき事項や更に向上させるべき事項について、その方策の検討を行う。内部質保証推進運営部会は、これらの事項を内部質保証推進委員会に報告あるいは提案する。内部質保証推進委員会は、内部質保証推進運営部会の報告や提案を受け、全学的な自己点検・評価報告書あるいは自己点検・評価年報を作成し、学長に報告する。また、各組織の自己点検・評価結果を受けて、改善策や向上策について学長に提案する。あわせて、本学の内部質保証の活動

状況等についても学長に報告する。

学部・研究科及び本学を構成する部は、それぞれの組織におけるP D C Aサイクルを運用しているが、自己点検・評価の結果については、全学組織である内部質保証推進運営部会にも報告する。これにより各組織における課題等について、全学的な視点から検証を行った結果、必要と判断された場合は、改善や向上に向けた指示を学長から受けることになり、全学的な支援を受けて取り組むこととなる。

なお、2019年度より自己点検・評価規程第2条第2項に基づき、各学部・研究科の自己点検・評価活動は、当該学部・研究科名を付した個別の自己点検・評価委員会を組織して実施している。

点検・評価項目②：

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

〔評価の視点〕

- (1)内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備していますか。
- (2)内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織はどのようなメンバーで構成されていますか。

内部質保証推進規程により、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を「同志社女子大学内部質保証推進委員会」とし、「部長及び研究科長をもって構成する」と規定している。

具体的には、企画部長を委員長とし、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、広報部長、総務部長、経理部長、学術情報部長、国際部長で、2019年度現在16名の委員で構成している。

これら構成員は、「学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する」常任委員会の構成員でもあり、本学の執行部のメンバーである。各事務機構の長でもあり、本学の内部質保証の推進に責任を負う体制として適切に編成している。

点検・評価項目③：

方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学としての基本的な考え方は設定していますか。
- (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みがなされていますか。
- (3) 学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的実施していますか。
- (4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上を計画的に実施していますか。
- (5) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対し、適切な対応をしていますか。
- (6) 内部質保証、自己点検・評価における客観性や妥当性はどのように確保していますか。

1) 3つのポリシーを策定するための基本的な考え方

本学は、2016年3月に公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第16号）を受けて、それまで公表していた学位授与方針（以下、ディプロマ・ポリシーという。）、教育課程の編成・実施方針（以下、カリキュラム・ポリシーという。）、学生の受け入れ方針（以下、アドミッション・ポリシーという。）について、全学的に見直しを図り、再策定のうえ、2017年4月に本学ホームページ等で公表した。

2016年8月4日開催の常任委員会夏期集中討議において、「3つのポリシーの実質化について」をテーマに検討を行い、以下の基本的な方針を確認のうえ、各方針の見直しを行った。

- 新たな3つのポリシーの策定は、現在公表している現行の3つのポリシーを見直す形で進めていくこととし、抽象的ではなく具体的に記述されているか、広くステークホルダーに発信することを念頭に、分かりやすい表現かつ魅力的な内容になっているか、実証が可能で達成度の測定と評価が可能であるかが留意点となること。
- ディプロマ・ポリシー策定（見直し）のポイント
 - ・現行のポリシーをより分かりやすく、かつ記述しやすくするために、【知識・理解】【関心・意欲・態度】【表現・技能・能力】の領域区分に分けること。
 - ・「人材養成目的」「教育理念・目的」等から抽出されたキーワードを用いること。
 - ・マトリクス形式のカリキュラムマップなど、ディプロマ・ポリシーの実証性を示す根拠資料を作成すること。
 - ・卒業論文、卒業研究のルーブリック評価の導入など、学修成果の測定と改善を意識すること。
- カリキュラム・ポリシー策定（見直し）のポイント
 - ・内容は、【体系性】【教育内容】【教育方法】【学修成果の測定方法】に分けて記述すること。
 - ・個々の科目が、どのように関連し合っているかを示すために「履修系統図」を作成してカリキュラムの体系を明示すること。
- アドミッション・ポリシー策定（見直し）のポイント

- ・現行のアドミッション・ポリシーに示されている「求める能力・適性等」を、学力の3要素に区分して整理し、策定すること。
 - ・入学者に求める能力と、それを評価する入試方法との連動性を示すこと。
- 以上をふまえ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは教務部が、アドミッション・ポリシーは広報部が中心となって策定の指針や手順を示したうえで学部・学科、研究科に対して依頼を行い、2016年度内の公表に向けて策定作業を進めていく。ただし、新たな3つのポリシーは、それぞれが相互に関連性を持ち、一貫性のあるものとして策定することや学部・学科、研究科間のバランスも重要であることから、全学的な調整を行いながら策定する。

2) 内部質保証推進委員会によるPDC Aサイクル

2019年2月に制定した内部質保証推進規程において、本学は自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進することを規定し、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置した。内部質保証推進委員会は、本学の自己点検・評価活動の統括を任務の一つとしており、学部・研究科、その他の組織による自己点検・評価結果をもとに全学的な視点で検証を行い、必要に応じて改善策や向上策を学長に提案することとなる。各組織がPDC Aサイクルを機能させ、組織自らが教育活動等における改善や向上を図ることは当然であるが、内部質保証推進委員会が全学的な観点からバックアップする仕組みとなっている。最終的には内部質保証推進委員会から報告や提案を受けた学長の判断により、各組織の長に対して改善・向上の指示が行われる。

3) 定期的な自己点検・評価の実施

2019年2月に従来の規程を見直し、再制定した自己点検・評価規程に基づき、2019年度より学部・研究科、本学を構成する部における自己点検・評価を原則として毎年度実施する。また、本学の将来構想「Vision150」の第1期アクションプランについても、毎年度各担当部署による自己点検・評価を実施している。

4) 自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策の策定

2019年度より内部質保証推進規程及び自己点検・評価規程に基づき、各学部・研究科、本学を構成する部による自己点検・評価結果をもとに、改善策や向上策を内部質保証推進委員会から学長に提案し、必要に応じて学長から各組織の長に改善・向上に向けた指示が行われるシステムとなっている。

各組織のPDC Aサイクルにおける改善・向上のプロセスに加え、必要に応じて、全学的なバックアップのもと改善・向上を図ることとなる。

5) 行政機関、認証評価機関からの指摘事項への対応

2014年度に受審した第2期認証評価（大学評価）において提言のあった5つの努力課題については、2015年度以降、改善に向けた取組みを行い、2018年7月に大学基準協会へ改善報告書を提出した。これに対して、2019年5月に大学基準協会から受領した改善報告書の検討結果においては、2つの努力課題について引き続き改善が望まれるとの評価を受けており、次期大学

評価において再度改善状況を報告する予定である。

2018年度に開設した大学院看護学研究科看護学専攻修士課程については、認可時に3点の留意事項が付された。この留意事項については、大学院（看護学研究科）設置準備委員会で対応方針の検討を行い、看護学研究科が中心となり対応している。本件については、2018年度の設置に係る設置計画履行状況報告書において、「履行済」として報告している。

6) 内部質保証における客観性・妥当性の確保

内部質保証推進規程第2条第4項において、「本学の内部質保証について客観的な検証を行うため、委員会は学外有識者に意見を求めることができる。学外有識者は、評議会の議を経て学長が委嘱する。」と規定している。現段階において、学外有識者は決定していないが、今後、本学の自己点検・評価活動をはじめ、内部質保証に関わる取組みについて客観性・妥当性を確保するため、学外有識者に検証を依頼する予定である。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表していますか。
- (2) 公表する情報の正確性、信頼性が確保できていますか。
- (3) 公表する情報の更新は適切に行っていますか。

1) 情報の公表

点検・評価活動の結果の公表については、2013年度の自己点検・評価活動により2014年度に大学基準協会の「大学評価（認証評価）」を受審し、大学基準に適合しているとの認定を受け、その内容および評価結果を本学ホームページにて公表している。また、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則などの一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）により、本学ホームページにおいて大学情報を積極的に社会に公開している。財務情報については、学校法人同志社ホームページにおいて、法人の予算、補正予算、決算および監査報告書を過年度分も含めて公表している。

2) 情報の正確性・信頼性の確保

2019年3月に本学ホームページをリニューアルして情報の得やすさや理解しやすさに配慮した内容となるように今後も努力する。

3) 情報の更新

これらのデータは、本学ホームページを担当する広報部広報室広報課において毎年定期的に情報を更新し説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤：

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

[評価の視点]

- (1) 全学的なP D C Aサイクルの適切性、有効性について、定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 内部質保証システムの適切性、有効性について、適切な根拠に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (3) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 内部質保証システムの適切性

内部質保証推進規程の第4条第9号において、「内部質保証システムの適切性に関する点検・評価及び学長への報告」が内部質保証推進委員会の任務の一つとして規定されている。

「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の「内部質保証に関する方針」には、「内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なP D C Aサイクルを機能させる」との方針も示されており、全学的なP D C Aサイクルを含めた内部質保証システムの適切性や有効性については、内部質保証推進委員会が点検・評価を行い、その状況を学長へ報告することになる。また、内部質保証推進委員会は、内部質保証推進の基盤となる自己点検・評価活動に関して、その実施体制、点検・評価項目、実施方法について定期的な見直し及び改善を図ることも任務の一つとしている。

内部質保証推進規程に基づくP D C Aは、2019年度から運用しており、現段階において、内部質保証推進委員会により内部質保証システムの適切性や有効性についての点検・評価は実施していないが、今後は前述の学外有識者による検証も行いながら、点検・評価を行っていく予定である。

2) 内部質保証システムの改善・向上

内部質保証推進規程第3条第3項「学長は、委員会から内部質保証システムの適切性に関する点検・評価結果について報告を受け、必要があると認めた場合、委員会に改善を指示する」に基づき、本学の内部質保証システムの改善や向上を図る体制は整っており、内部質保証システムの点検・評価と同様に今後実施する予定である。

【課題】

＜内部質保証における客観性・妥当性の確保＞

内部質保証推進規程第2条第4項において、「本学の内部質保証について客観的な検証を行うため、委員会は学外有識者に意見を求めることができる。学外有識者は、評議会の議を経て学長が委嘱する。」と規定しているが、現段階において、学外有識者は決定していない。今後、自己点検・評価活動をはじめ、内部質保証に関わる取組みについて客観性・妥当性を確保するため、学外有識者に検証を依頼する必要がある。

第3章 教育研究組織

点検・評価項目①：

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

[評価の視点]

- (1)大学の理念・目的と学部・学科及び研究科・専攻の設置状況は適切ですか。
- (2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の設置状況は適切ですか。
- (3)教育研究組織の構成について、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を配慮していますか。

1) 学部・学科及び研究科・専攻の設置状況

本学は創立以来、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、女子教育に真摯に取り組み、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成してきた。そして、教育研究組織については学問の動向や社会の要請に応えつつ、本学の理念・目的を実現するために、学部・学科の増設や改組、研究科・専攻の設置等を行い、絶えず充実を図ってきた。

2019年度現在の本学の学部及び研究科の構成は次のとおりである。学士課程では、「学則」第1条に規定する目的を実現し、また、第3条に定めるリベラル・アーツという大学の性格に則り、学芸学部（音楽学科、メディア創造学科、国際教養学科）、現代社会学部（社会システム学科、現代こども学科）、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）、表象文化学部（英語英文学科、日本語日文学科）、生活科学部（人間生活学科、食物栄養科学科）の6学部11学科を設置している。

また、大学院は、「大学院学則」第1条に規定する目的を実現するため、博士課程（前期）または修士課程として、文学研究科（英語英文学専攻、日本語日本文化専攻、情報文化専攻）、国際社会システム研究科（国際社会システム専攻）、看護学研究科（看護学専攻）、生活科学研究科（生活デザイン専攻、食物栄養科学専攻）の4研究科7専攻、博士課程（後期）又は博士課程として文学研究科（英語英文学専攻、日本語日本文化専攻）及び薬学研究科（医療薬学専攻）の2研究科3専攻を設置している。

さらに、音楽専攻科は、学芸学部音楽学科を基礎として、より高度な演奏技術と専門的な知識をもつ音楽専門家、演奏家、音楽教育者等を目指す女性を育成することを目的としている。

前回の認証評価受審以降も本学では、社会の要請や現代女性のニーズの多様化に対応すべく、教育研究組織の改革に継続して取り組んできた。2015年度に看護学部看護学科を設置、2018年度に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置した。さらに2020年度には看護学研究科看護学専攻に看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる女性を育成し社会に輩出することで、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与することを目的として博士課程（後期）を設置する予定である。また、2018年度には学芸学部情報メディア学科をメディア創造学科に名称変更し、

2020年度にはより多くの優秀な学生を社会に輩出するために学部の収容定員変更を実施する予定である。

このように本学は取り巻く環境の変化や社会のニーズを的確にとらえ、分析し、理解したうえで、教育研究組織の改革に不断に取り組み、大学の理念・目的に照らして適切な教育研究組織を設置している。

2) 附置研究所、センター等の組織の設置状況

教育理念及び目的を踏まえ、また、近年の学問の動向や女子大学としての社会的要請等にも配慮し、本学では以下のとおり部のもとに附置研究所又はセンター組織を設置している。

- ・宗教部：ボランティア活動支援センター
- ・教務部：教職課程センター、教育開発支援センター
- ・学術情報部：総合文化研究所、女性アクティベーションセンター、史料センター
- ・薬学部：臨床薬学教育研究センター

各センター組織等の目的及び内容は、以下のとおりである。

ボランティア活動支援センターは、2016年4月に「本学の教育理念を理解し、ボランティア活動を通じてその理念を他者のために実践できる学生を育成し支援すること」を目的に宗教部内に設置された。事業としてはボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動の企画及び運営と支援、セミナー、ワークショップ、講演会、シンポジウム等の開催による啓発活動やボランティア活動を通じた地域との連携に取り組んでおり、これまでにキャンパス内のガーデニングボランティア企画の開催や一般社団法人祇園祭ゴミゼロ大作戦の実施するリユース食器の返却及びゴミ分別回収拠点である「エコステーション」でのボランティアの募集及び参加等を行っている。

教職課程センターは、2000年1月に「全学部の教職課程履修者、特に教職を第一志望とする学生サポート」を目的に教務部内に設置された。教職課程履修上の相談や教員採用試験合格に向けた学習方法、採用後の実践的指導力養成のための助言や指導、教職に関する資料や図書の閲覧等を行っている。

教育開発支援センターは、2016年4月に「本学の教育の継続的な充実と発展」を目的として教務部内に設置された。本センターは教員と学生の間立つ組織として、教育の授業内容・方法の改善及び教育に対する意識の向上に向けて、組織的な取り組みを行っている。具体的には授業アンケートの実施、FD講習会やアクティブ・ラーニング研究会等の開催、FD広報誌の発行等を行っている。

総合文化研究所は、1981年4月に「広く人文、社会、及び自然科学にわたって総合研究を行うとともに、文化の創造と学術の発展に寄与すること」を目的として発足した。その後、2008年4月の組織改編によって、教育・研究推進センター内に設置され、2016年4月の事務機構改正にともない、学術情報部内に設置され、学術研究支援課がその事務を担うこととなった。

本学の研究活動は、各研究者の専門領域における個人研究を主とするが、本研究所では、本学で研究されている幅広い分野の学問領域を生かして、共同研究や総合的・学際的な研究を行うための研究プロジェクトを設け、教員の研究活動を推進している。それらの研究成果は、『総合文化研究所紀要』や『学術研究年報』により公刊し、また研究プロジェクトの成果について

は、公開講演会を開催し発表している。本研究所では、「同志社女子大学の研究所の研究者に関する内規」を定め、研究者を置いている。研究者の種別は、専任研究者、専従研究者、兼任研究者である。

女性アクティベーションセンターは、2016年4月に「本学学生並びに卒業生が生涯にわたって社会的役割を担い、能力を発揮できるように支援と提言を行う」ことを目的に学術情報部に設置された。女性のキャリア形成のためのプログラムの企画や講演会の開催、学内外機関との連携や協働により支援プログラムを実施している。

史料センターは、従来まで総務課の所管業務としていた史料室の業務を学術情報部学術研究支援課に移管し、同志社女子大学（その前身を含む）に関する歴史的資料を収集・整理・保管・運用して、その歴史に関する研究・記述に寄与することを目的に2016年4月に設置された。今出川キャンパスのジェームズ館に設けられた展示室では、学生や社会に対して本学の教育理念や歴史を広く知ってもらうため、毎年11月下旬から翌年7月末までテーマにもとづく企画展を開催して史資料を公開している。また、史料の収集・整理・保全活動の成果を継続的に発表するために叢書を発行している。

臨床薬学教育研究センターは2007年4月「臨床薬学に関する教育及び研究を行い、もって同志社女子大学の学術研究の進展に寄与すること」を目的に薬学部に設置された。臨床現場を経験した教員を配置し、医療に貢献できる薬剤師の育成や薬学教育のあり方を研究している。また、医療の高度化・複雑化に対応できる技能や患者との対話能力をもち、患者の安全性確保を約束できる薬剤師養成を目指している。

点検・評価項目②：

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育研究組織の適切性について、定期的に適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検・評価を行っていますか。
- (2) 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。

1) 教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価

教育研究組織の適切性については、定期的実施する自己点検・評価に加え、毎月1回開催される常任委員会を中心に、入学志願者数、卒業生の就職状況、「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」の結果等、各担当部署から定期的に報告される様々な客観的なデータに基づき検討を行っている。特に各年度の夏期・冬期に開催される常任委員会集中討議においては、本学の教育や経営に関する課題に対して、現状分析や情報共有を行ったうえで、今後の諸活動における方向性を検討しており、教育研究組織の適切性についても定期的に検証する場となっている。また、本学の中・長期計画である「Vision150」の第1期アクションプランにも「教育組織の充実に向けた検証」を挙げており、毎年企画部からの報告をもとに常任委員会での進捗状況について確認を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では定期的な検証に基づき、必要に応じて教育研究組織の改善・向上を図っている。前回の認証評価受審以降、2015年度に看護学部看護学科、2018年度に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置した。また、2018年度に学芸学部情報メディア学科をメディア創造学科に名称変更を行い、さらに2020年度には学部収容定員を増加し、大学院看護学研究科看護学専攻に博士課程（後期）を設置する予定である（これに伴い、修士課程は博士課程（前期）に名称変更予定）。

なお、学部や研究科の設置については、学生確保の見通しや人材需要動向等の社会的なニーズ等を踏まえた上で計画を立案し、常任委員会、評議会、教授会（または大学院委員会）での審議を経て、法人理事会での承認後、企画部を事務局とした新学部（研究科）設置準備委員会を立ち上げ、同委員会を中心に具体的な手続きを行っている。

第4章 教育課程・学習成果

点検・評価項目①：

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

(1) 課程修了にあたって、学生が修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を設定し、公表していますか。

本学は、「キリスト教主義」、「国際主義」、「リベラル・アーツ」の3つの教育理念に基づく全学共通の学位授与方針を定めており、学部・大学院は、その方針に基づき、課程ごとにそれぞれの学位授与方針を定めている。

学部においては、学科・専攻ごとに、研究科においては、専攻の課程ごとに、学生が修得すべき学修成果（到達目標）を「知識・理解」、「関心・意欲・態度」、「表現・技能・能力」の3領域に分けて設定し、各基準に達する者に学位を授与するという方針を明示している。学位授与方針は本学ホームページで公表されているほか、各学部及び大学院の履修要項に記載されている。

なお、本学ホームページにおいては、「情報公開」及び「学部・専攻科・大学院」の両方のページから「教育方針」に誘導することによって容易に情報を得ることができるようになっている。

点検・評価項目②：

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

(1) 教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針を設定し、公表していますか。

(2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針には適切な関連性がありますか。

本学独自の科目設置区分に基づく全学の教育課程の編成・実施方針のもとに、学部・研究科とも課程ごとにそれぞれの教育課程の編成・実施方針を定めており、それぞれ「体系性」「教育内容」「教育方法」「学修成果の測定方法」の4つの項目に分けて記載されている。教育課程の編成・実施方針は、本学ホームページで公表されているほか、各学部及び大学院の履修要項に記載されている。

教育課程の編成・実施方針の「教育内容」においては、学位授与方針の個別の到達目標を達成するためにどのような教育を展開するかという記述方法が基本となっているため、学位授与方針との関連は明確になっている。「教育方法」においては、アクティブ・ラーニングを進めていくことを基本とした記述内容になっている。

なお、学部に関しては、課程ごとにマトリクス形式のカリキュラムマップを作成し、学位授

与方針の個々の到達目標の達成は主としてどの科目が担うのかを示している。

点検・評価項目③：

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〔評価の視点〕

- (1)各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設するとともに、履修の順次性や学問分野の体系性に配慮した教育課程を編成していますか。
- (2)単位制度の趣旨を踏まえた授業形態ごとに適切な単位の設定を行っていますか。
- (3)教育課程の編成・実施方針を踏まえた適切な授業の位置づけ（必修・選択等）、授業科目の内容及び方法になっていますか。
- (4)各学位課程にふさわしい教育内容を設定していますか。（学士課程においては、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配慮等、大学院研究科においては、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等。）
- (5)学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施していますか。

【教育課程の編成】

学部においては、全学の教育課程の編成・実施の方針及び各学科・専攻の教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のような科目区分を設定し、それぞれ体系的に教育課程を編成している。

（専門分野）

基礎教育科目区分 又は 導入科目区分等
 入門・概論科目区分 又は 基礎科目区分等
 応用・各論科目区分等
 ゼミナール科目 又は 卒業論文（卒業研究）

（全学共通分野）

共通学芸科目区分
 キリスト教・同志社関係科目区分
 外国語科目区分
 スポーツ・健康科目区分

個々の科目は、それぞれの科目区分の中に、履修可能最低年次を決めて設置されている。履修要項には、学部学科ごとにすべての専門科目がそれぞれの科目区分と学年学期に担当された『科目配置表』が掲載されているため、自学科学生はもとより他学部他学科の学生が履修する場合でも、個々の科目の位置づけと難易度の概要を一目で把握でき、科目履修の順次性に配慮している。

また、2016年度から体系的な教育プログラムを理解するために、授業科目に内容・レベル等に応じた特定のナンバーを付与する科目ナンバリング制度を導入している。各科目に分野

(Field)・水準 (Level)・授業方法 (Type) 等を表すアルファベットと数字の組合せで構成する FLT ナンバーを付与し、各科目のシラバスに掲載している。学生が学修したい分野について、どのように学修を進めていけばよいか判断するための参考となるよう配慮している。このように、科目区分、年次・学期配当、FLT ナンバー等により、本学の科目の体系性および履修上の順次性は明確になっている。

専門分野については、各学科・専攻において、概ね「基礎教育科目」、「入門・概論科目」、「応用各論科目」、「ゼミナール科目」等に区分されており、各科目区分の中で適切に必修科目、選択科目等の位置づけを設定し、それぞれの教育課程の編成・実施の方針に記載の【教育内容】及び【教育方法】に基づき、適切に授業を行っている。

また、各学科・専攻により「基礎教育科目」や「入門・概論科目」の一部を初年次教育に位置づけ、新入生に対して大学での学習方法を習得させるため、例えば、レポートの書き方、図書館の使い方、プレゼンテーションの方法、専門分野の紹介、キャリア意識の形成を含む学習意欲の向上等の教育を行っている。

全学共通分野については、全学の教育課程の編成・実施の方針に基づき、「共通学芸科目」「キリスト教・同志社関係科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」の各科目区分を設けて、それぞれに授業科目を開設している。「共通学芸科目」は、幅広い分野の基礎的・教養的科目であり、他学部・他学科の科目を履修した場合もその単位は共通学芸科目区分の単位となる。また、他大学との単位互換科目も卒業単位に算入することができるため、幅広い分野の科目を履修することが可能となっている。これらが本学の教育理念及び学位授与方針にも示されているリベラル・アーツ教育の一翼を担っている。「キリスト教・同志社関係科目」は、本学の教育理念及び学位授与方針にも示されているキリスト教主義教育の中核をなす科目区分である。学部学生全員が必修科目となっている「聖書A」「聖書B」と、選択必修科目としてその他のキリスト教関連科目及び同志社創立以来の歩みを学ぶ自校教育科目が設置されている。「外国語科目」には、英語科目のほか、第二外国語科目として、ドイツ語、フランス語、中国語、イタリア語、スペイン語、ハンガルの6言語を学修する科目を設置している。これら外国語科目については、教育効果を一層高め、学生の学修成果の向上を図るための見直しが課題となっている。その他、「スポーツ・健康科目」には、実技科目やスポーツと健康に関する科目が設置されている。

本学では、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、全学共通の「共通学芸科目」区分にキャリア教育科目を設置している。具体的には、1年次に「大学生活とキャリアデザインⅠ」、2年次に「大学生活とキャリアデザインⅡ」及び「大学生活とキャリアデザインⅢ」「キャリアのための自己表現演習」を設置し、初年次から段階的に学生のキャリア意識形成を支援している他、インターンシップ科目も配置している。また、これら全学共通の科目に加え、多くの学科・専攻において、専門科目のなかに学生のキャリアデザインを促進するための授業科目を設置している。

大学院においては、全学の教育課程の編成・実施の方針及び各研究科専攻・課程の教育課程の編成・実施方針に基づき、それぞれ体系的に教育課程を編成している。科目区分は大学院全体で統一されていないが、それぞれの専攻・課程の教育課程の特徴に応じて、「類」、「領域」、「分野」等で授業科目を区分している。

例えば、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は、

授業科目を大きくA類、B類と2つに区分し、さらにそれぞれの類の中で、分野やコースを分類し、体系的な編成となっている。概して、A類は演習科目を中心に研究テーマに対する分析的・批判的視野と主体的な課題発見能力を醸成し、修士論文作成につながる科目で構成され、B類は各専門分野の講義科目で構成し、専門的な理論や技術を修得し、より幅広い視野を獲得する科目群である。それゆえに前述の4つの博士課程（前期）・修士課程においては、他専攻・課程のB類科目の修得単位を8単位まで修了要件の単位に算入することを認めている。

また、薬学研究科医療薬学専攻博士課程、看護学研究科看護学専攻修士課程、生活科学研究科食物栄養科学専攻修士課程食物栄養科学コースにおいては、各研究領域・各研究分野により科目を区分するとともに、別途研究指導科目を設置している。

各専攻・課程とも学生各自の研究分野や領域に応じた履修条件を付す等の配慮を行いながら、各科目群における必修（選択必修）・選択等の履修方法を設定しており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っている。

ただし、文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）及び文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（後期）においては、教育課程の編成・実施の方針を踏まえた教育課程ではあるが、研究指導教員のもとで履修する「特別研究」が中心となっており、課程内には関連する他の専門分野に関する講義科目等を配置していない。前回の認証評価の指摘事項に対する改善として、指導教員の指示により博士課程（前期）の科目を履修することを可能としているが、当該対応では、博士課程（後期）においてコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮が不十分である旨の検討結果が大学基準協会から通知されており、文学研究科の博士課程（後期）の両専攻において、コースワークとなる講義科目の設置に向けた検討等が必要である。

また、各専攻・課程においては、各専門分野の高度専門職業人、研究者、教育者等を人材養成目的として掲げ、それに基づく学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を策定しており、当該方針に基づき、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施している。

本学における単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、学部においては学則第27条、研究科においては大学院学則第9条第3項の規定により、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし適切に設定している。

点検・評価項目④：

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

〔評価の視点〕

- (1)各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等を実施していますか。
- (2)シラバスに①授業の目的、②到達目標、③学習成果の指標、④授業内容及び方法、⑤授業計画、⑥授業準備のための指示、⑦成績評価方法及び基準等を明示していますか。また、シラバスと実際の授業内容との整合性を確保していますか。
- (3)授業形態、授業内容及び授業方法に工夫を凝らし、学生の主体的参加を促していますか。
- (4)学士課程において、授業形態に配慮し、1授業あたりの学生数を学生の学習が活性化し効果的に教育を行う人数となっていますか。
- (5)学士課程において、適切な履修指導を行っていますか。
- (6)大学院研究科において、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を明示し、それに基づく研究指導を実施していますか。

【単位の実質化を図るための措置】

学部においては、単位の実質化を図るための措置として、1年間及び学期ごとの履修登録単位数の上限を設定している。2014年度に受審した大学評価での指摘事項への対応として、2017年度に全学部学科専攻における履修登録単位数の上限設定の見直しを行った。ほとんどの学部学科専攻は、年間の履修登録単位数の上限を49単位、各学期の上限を28単位に設定している。ただし、卒業に必要な単位とまらない科目や他大学等の単位互換科目等については、上限設定の対象とはしていない。

また、薬学部医療薬学科は各学期30単位、看護学部看護学科及び生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻においては、1年次が年間49単位・各学期28単位、2～4年次が各学期28単位を履修登録単位の上限として設定している。

大学院においては、年間や学期ごとの履修登録単位数の上限は設定していないが、研究指導教員等により計画的な履修を指導している。

【シラバスについて】

本学のシラバスはWebによる検索システムを導入しており、学部及び大学院ともに共通のフォーマットを利用している。その中で、「授業テーマ」、「授業の概要」、「到達目標」、「授業方法」、「各回の授業内容及び準備学習の内容」、「受講者へのメッセージやアドバイス」、「フィードバックの方法」、「成績評価方法・成績評価基準」、「教科書」、「参考文献等」、「獲得が期待される基礎的・汎用的能力（DWCLA10）」、「教員との連絡方法」について明示している。

また、毎学期実施している「授業に関するアンケート」にシラバスと実際の授業内容との整合性に関する質問項目が設定されており、受講生の回答結果を各学科で確認することにより、シラバスと授業内容が乖離していないかの検証を行っている。

【学生の主体的参加を促す授業等】

学生の授業への主体的参加を促す全学的な方策の一つとして、学習支援システム「マナビー」(Learning Management System)を導入し、各授業における活用を促進している。また、固定式机を設置する教室からアクティブ・ラーニングを実施しやすい移動式机を設置する教室への移行を図っている。全学共通の英語教育においては、英語学習システムであるスーパー英語を教室外学修として利用することを義務付け、その進捗度を成績評価に算入している。

各学部・学科における専門科目においても、演習形式の少人数授業、講義と演習形式を合わせた授業の設定等、授業形態による促進や、授業内でのプレゼンテーション・ディスカッション、学外へ学びの場を広げたフィールドワーク、成果発表の場としてのポスターセッションや卒業研究発表会等を多く設定することで、学生の主体的に参加する意識の向上を図っている。

教育開発支援センターが主催する全学的なアクティブ・ラーニング研究会やFD講習会をはじめとするFD活動において、アクティブ・ラーニングの授業例等を学ぶことにより、各教員が授業に学生の主体的参加を促す工夫を支援する機会を設定している。

また、「授業に関するアンケート」においても、教員と受講生あるいは受講生同士の双方向性に対する工夫についての質問項目が設定されており、これらの結果を教員にフィードバックすることにより、検証と改善を行える仕組みが整っている。

授業における学修の活性化に関しては、演習・実習・実験科目において教育的効果に配慮した少人数クラスを編成している。授業内容や受講者数によっても1クラスの人数設定は異なるが、例えば、音楽学科の実技レッスンにおいてはマンツーマンが基本となり、薬学部や生活科学部食物栄養科学科の実験・実習科目においては、少人数でクラス編成を行う以外に、1クラスの人数をさらに細かくグループ化することにより教育的効果を高め、安全性にも配慮した体制とする等の工夫をしている。実践的要素を含む科目等においては、受講者数の上限制限や予備登録の実施により、適切な人数配置となるように配慮している場合もある。

【学士課程における履修指導】

新入生に対しては入学直後のオリエンテーションにおいて履修登録説明会を実施し、履修方法や登録方法について指導している他、上級生のオリエンテーション・リーダーが大学生活に関する情報の提供やアドバイスを行っている。また、各学部学科において、オフィスアワーの設定や教務主任やアドバイザー教員等の担当教員により学生が個別の相談や指導を受けられる体制としている。

【大学院における研究指導】

大学院における研究指導計画は、各研究科専攻において資料等を作成し、オリエンテーション等で学生に説明したうえで研究指導を行っている。研究指導計画は、研究計画書の提出、中間発表会、学位論文の提出、最終試験、学位論文の審査等の学位論文に関わるスケジュールに留まっており、研究指導の内容や方法については記載できていないものが多いため、学生にわかりやすく明示する必要がある。研究指導科目がある専攻・課程については、当該科目のシラバスにおいてもそのスケジュールや内容を記載することになり、それに基づく研究指導を行うことになる。

点検・評価項目⑤：

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 単位制度の趣旨に基づいた成績評価及び単位認定を適切に行っていますか。
- (2) 既修得単位の認定を適切に行っていますか。
- (3) 成績評価は客観性、厳格性を確保できていますか。
- (4) 卒業・修了要件を明示していますか。
- (5) 学位論文審査基準を明示していますか。
- (6) 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位授与における責任体制と手続を明示していますか。
- (7) 学位を適切に授与していますか。

本学における成績評価については、各学部等の履修要項において100点法による評価方法やGPA制度の説明を掲載し明示している。個別の授業科目については、シラバスに「成績評価方法、成績評価基準」を明示しており、これらに基づく公平公正な成績評価を行っている。また、前述のとおり、本学における単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。各授業科目の合格者に対し、それぞれに設定した単位を認定している。

本学においては各学期の成績を学生に開示し、成績開示日から1週間以内に限り成績に関する質問をすることができる。成績について質問がある学生は、教務課で所定の質問用紙に質問内容を記入する。教務課ではその質問用紙を授業担当教員に送付して、回答を返送してもらう。教務課はその回答を学生に「閲覧」させる、という手順である。このようにして、学生はどのような点に留意して学修を続ければよいかのアドバイスが得られる一方、極まれに集計ミスなどの理由で成績が訂正されることがある。

【入学前単位認定】

本学入学前に本学以外の大学等で修得した単位は、教育上有益と認めるときは、「入学前の既修得単位等の認定に関する内規」に基づき、最大で30単位まで認定している。修得した大学等の成績証明書と履修要項・シラバスの提出を求め、本学開講科目との対応を教務主任が確認した上で、教務部長が教務部主任会で認定している。また、本学入学以前の文部科学大臣が定めるTOEIC等の学修については、上限を6単位として単位認定を行っている。

【入学後の単位認定】

本学入学後の単位認定としては、他大学の単位互換科目の履修による単位認定、国内外の協定大学への留学による単位認定、文部科学大臣が定める学修による単位認定を実施している。他大学単位互換科目の履修による単位認定数の上限は30単位ではあるが、その範囲内で卒業に必要な単位として算入できる単位数は、学部学科によって異なっている。国内外の協定大学への留学による単位認定数の上限は、1年間の留学の場合は40単位、1学期の留学の場合は30単位となっている。文部科学大臣が定める学修による単位認定数の上限は6単位である。

【単位認定総数】

入学前の既修得単位の認定と入学後の単位認定を合わせて認定できる単位は 60 単位を超えない範囲で行うことが学則に明記されており、これを遵守している。

【成績評価の客観性・厳格性の確保】

前述のとおり、個別の授業科目における成績については、科目担当教員がシラバスで明示した成績評価方法及び成績評価基準に基づき、客観的で厳密な評価に努めている。同一科目がクラス分けされ、複数名の教員が担当する場合は、担当者間で成績評価に偏りが起こらないよう事前に調整を行う場合もある。また、各科目の平均点一覧が教務課から各学科に提示されており、各学科において客観性や厳密性についての検証が行われている。

【卒業要件・修了要件の明示】

本学の卒業要件・修了要件については、学則及び大学院学則において規定しており、各学部及び大学院の履修要項においても明示している。

【学位論文審査基準の明示】

大学院における学位論文審査基準については、各研究科・専攻の学位論文ごとに定めており、大学院の履修要項において明示している。なお、看護学研究科看護学専攻修士課程においては、特定の課題についての研究の成果として課題研究論文の審査基準も明示している。

【学位審査、卒業（修了）認定、学位授与】

学部においては、卒業要件を満たした者について、教授会の審議を経て、学長が決定し、学士の学位を授与する。

大学院における学位授与については、本学学位規則において次のように規定している。学位論文の審査は各研究科委員会が定める審査委員会が行う。審査委員会は、修士論文の場合は主査1名、副査1名により構成し、博士論文の場合は主査1名、副査2名をもって構成する。審査委員会は、学位論文の審査及び学位の授与に係る最終試験を行い、研究科委員会に報告する。研究科委員会は大学院学則の定めるところの課程修了の可否、学位論文及び最終試験の可否について議決する。この議決については、研究科教授の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告する。学長は研究科長の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

以上のように本学大学院における学位授与及び課程修了認定については、厳密に審査機関や手続きが定められており、各審査過程における責任体制を明確にし、客観性及び厳格性を確保しながら適切に学位を授与している。

点検・評価項目⑥：

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

〔評価の視点〕

(1)各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定していますか。

(2)学生の学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標の開発に取り組んでいますか。

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

【学習成果の測定・評価に関する取組み】

学位授与方針の到達目標の達成度を課程単位で測定するために、全学的な取組みとして、2019年度より「授業振り返りシート」の作成を開始した。「授業振り返りシート」とは、授業を担当した教員が文字どおり当該授業を振り返って自己評価するためのシートである。個々の教員が、統一様式で振り返りを文字化することで、学部や学科でその内容を共有し、組織的な改善を促進する。「授業振り返りシート」には、当該科目が担う学位授与方針の中の到達目標の達成度に関する振り返り項目、授業方法や成績評価方法（ルーブリックに関する自己評価を含む）に関する振り返り項目、今後の改善点に関する項目などがある。「授業振り返りシート」の記入は2019年度春学期から導入したこともあり、2019年度は試行の意味も含め専任教員のみを対象としているが、次年度からは嘱託講師にも記入を依頼する予定である。学位授与方針の到達目標の達成度の測定に関して言えば、「授業振り返りシート」は、その達成度評価に関する教員の自己評価である。一方で、学位授与方針の到達目標の達成度の測定に関する学生側の自己評価としては、「授業に関するアンケート」の中の全学共通の質問項目として、「あなたは到達目標を達成できたと思いますか」という質問を設定している。学位授与方針の到達目標の達成度の測定には、以上のような教員側及び学生側の双方からの間接評価も必要だと考えている。

また現在、学部学科の課程ごとに学位授与方針の学習成果を評価し、教育の改善につなげるためのPDCAシートの作成に取り組んでいるところである。各課程の学位授与方針に示した到達目標ごとに評価方法（アセスメント・ポリシー）を設定し、達成度の検証を行ったうえで、改善の方策を検討することを目的にしている。

各課程の教育課程の編成・実施方針に「学修成果の測定方法」の概要を示しているが、各学部学科においては、個々の到達目標の内容や特性にあわせた評価方法を設定することになる。例えば、各授業科目の成績評価、GPA、授業に関するアンケート結果、在学生アンケート結果、授業振り返りシート、英語のアセスメント・テスト、卒業論文、国家試験の合格率、各種ルーブリック評価など、様々な方法で評価を行う。

大学院における学修成果の測定については、各科目の成績評価、学位論文作成段階における発表会、学術雑誌等への学術論文投稿の他、毎年度実施する大学院生アンケートの結果による

間接評価も活用している。最終的には学位論文の審査により学習成果・研究成果を測定している。

【学習成果の測定方法の事例】

①ルーブリック評価

2019年度から全学的にルーブリックによる評価（の試行）を実施している。従来からルーブリックによる評価を実施している科目はあったが、極少数であったため、2019年度春学期からは専任教員全員に対して、各学期1科目以上において何らかの方法でルーブリックによる評価をするよう教務部から依頼している。ルーブリックによる評価はある程度の試行錯誤を経ないと適切な評価ができない面があり、ルーブリック評価に関する自己評価を別途「授業振り返りシート」に記入して情報を共有することとしている。

②英語アセスメント・テスト

全学共通の英語教育における TOEIC Bridge をアセスメント・テストとして実施している。全学共通の英語教育においては、従来から TOEIC IP を全員に必修として課していたが、2019年度からは1年次の4月と11月又は12月に TOEIC Bridge を全員に必修として課すことにより、学修成果をより明確に把握できるようにした。TOEIC Bridge のスコアは成績評価にも算入する。

③学生調査・アンケート

学習成果の測定を目標とした学生調査には、学期ごとに実施する「授業に関するアンケート」と、各年度の1年次生と卒業年次生を対象として実施する「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査（以下、在学生アンケートという。）」がある。授業に関するアンケートでは、当該科目の到達目標の達成度についての自己評価を5段階で質問しているほか、基礎的・汎用的能力を示した DWCLA10 のうち、学生が獲得できたと思う能力を複数選択可で尋ねている。在学生アンケートでは、同じく DWCLA10 の獲得度についての自己評価を質問しているほか、アクティブ・ラーニングの手法としての授業方法や教員から学生へのフィードバックの実施度合いについても質問している。DWCLA10 の10の基礎的・汎用的能力に関しては、本学の全学の学位授与方針において学習成果として示されており、授業に関するアンケートや在学生アンケートにおける DWCLA10 に関する自己評価は、学位授与方針の達成度に関する間接評価となっている。

点検・評価項目⑦：

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学習成果の測定結果の適切な活用により、教育課程及びその内容、方法について、定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

本学における教育課程に関する点検・評価については、全学共通科目については各科目区分の運営委員会で、専門科目については各学部・学科において自己点検・評価を実施してきた。学習成果の測定結果としては、授業に関するアンケート結果等が多く活用され、全学あるいは

各学部学科単位でのFD活動を通じて教育方法の改善・向上に努めてきた。

2019年度からは、再制定された「同志社女子大学自己点検・評価規程」に基づく新たな自己点検・評価を開始し、各学部・研究科には、個別の学部・研究科名を付した自己点検・評価委員会が組織された。各学部学科において、「授業振り返りシート」や各課程のPDCAシートの活用により定期的な点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上を図るとともに、全学の内部質保証システムにより、内部質保証推進委員会においても点検・評価結果の検証を行い、改善・向上に向けた取組みを実施していく。

【課題】

<外国語教育の見直し>

共通英語教育及び第二外国語教育の見直し等により、外国語教育の教育効果を高め、学生の学修成果の向上を図る必要がある。

<文学研究科博士課程（後期）におけるコースワークの充実>

文学研究科英語英文学専攻及び日本語日本文化専攻の博士課程（後期）において、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮が不十分であるため、講義科目を開設するなど、コースワークの充実に配慮する必要がある。

<大学院における研究指導計画の明示>

大学院における研究指導計画は、各研究科専攻において資料等を作成し、オリエンテーション等で学生に説明したうえで研究指導を行っているが、計画の内容として、研究計画書の提出、中間発表会、学位論文の提出、最終試験、学位論文の審査等の学位論文に関わるスケジュールに留まっており、研究指導の内容や方法については記載できていないものが多いため、学生にわかりやすく明示する必要がある。

<各学位課程におけるPDCAサイクルの確立>

学習成果の測定結果の適切な活用による教育課程及びその内容、方法に関する点検・評価の実施及び、それに基づく教育の改善については、「課程（学科・専攻）評価PDCAシート」を活用し、各課程における学位授与方針の到達目標ごとの評価方法（アセスメント・ポリシー）の策定、「達成度」の測定、それに基づく改善の実施に努める必要がある。

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目①：

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、公表していますか。
- (2) 学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示していますか。

1) 学生の受け入れ方針の設定と公表

本学では、2010年に入学者に対する受け入れ方針(以下、アドミッション・ポリシーという。)を策定し、2012年度入学試験実施より本学ホームページや『入試ガイド』及び入学試験要項を通じて公表している。学部のアドミッション・ポリシーにおいては、学部を構成する学科ごとの専門教育の特性に鑑み、学科・専攻ごとに教育目標とともに明示している。なお、入試実施当該年度の入学試験要項(入学試験願書)の配付は9月から開始となるため、先立って5月に『入試ガイド』に記載をして公表している。

大学院研究科のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項に明示している。さらにはカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び課程修了要件と入試実施当該年度のカリキュラム表までを参考資料として別冊子にまとめ、入学試験要項とともに配布を行っている。

本学のアドミッション・ポリシーは次のように定め公表している。

【アドミッション・ポリシー (入学受入れ方針)】

本学は、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育の理念とし、学生一人ひとりが持っている才能を生かして、責任感を持って社会に貢献できる女性を育むことを目指している。

入学受入れにあたっては、それぞれの学部学科における教育理念および教育目標に基づく専門的知識と理論を修得し、様々な分野で社会において貢献・活躍したいと考える多様な優れた資質を有し、学びへの意欲に溢れる女性を求めるとともに、個性豊かな学生が互いを尊重し合い、高め合う教育環境を実現するために観点の異なる複数の入学受入れを実施している。

入学受入れにおいて、高等学校における教科学習の総合的な達成度を評価するため、学部学科ごとの入学試験教科・科目の設定や、学業以外の分野における秀でた個性(活動歴)、異文化体験、社会人としての経験等を評価する複数の選抜方法の設定など、本学の建学の精神に深い理解を示し、自覚をもって勉学に励もうとする個性豊かで有能な女性を、多様な複数の選考制度を通して広く求めている。

2) 学生の受け入れ方針における求める学生像の明示

前述の大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、公表している。各学科は、アドミッション・ポリシーにおいて当該学科の教育目標とその目標を達成するために求める学生像（入学前の学習歴や学力水準、能力等）を学力の3要素である「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の区分に従って明示している。

点検・評価項目②：

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定していますか。
- (2) 入学者選抜実施のための体制を整備し、責任所在を明確にしていますか。
- (3) 公正な入学者選抜を実施していますか。
- (4) 合理的な配慮が必要な入学希望者に公平な入学者選抜を実施していますか。

1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

本学では、アドミッション・ポリシーにも明示しているように、観点の異なる複数の入学者選抜を設定し、自覚をもって勉学に励もうとする個性豊かで有能な女性を多様な複数の選考制度を通して広く求めている。入学者選抜については、公正かつ適切に実施することを目的とし、広報部において入学試験実施前年度に各種入学者選抜の実施内容及び日程等の原案を策定し、学部の入学者選抜においては、常任委員会、評議会、全学教授会で審議し、学長が決定している。大学院の入学者選抜においては、大学院委員会で審議し、学長が決定している。

また、常任委員会集中討議において前年度の入試結果、他大学も含めた入試制度の動向及び次年度に向けての基本方針の方向性の確認等を行っている。

本学で実施している入学者選抜制度は、以下のとおりである。なお、AO方式入学者選抜や特定の受験者を対象とした入学者選抜については、それぞれの入学試験要項に選抜方法の趣旨を明示している。

【入学者選抜制度（学部）】

- ①一般入学試験（前期日程、後期日程）
- ②一般入学試験（前期日程・音楽実技方式、後期日程・音楽実技方式）
- ③大学入試センター試験を利用する入学試験＜前期、後期＞
- ④推薦入学試験S（公募制推薦入学試験）
- ⑤推薦入学試験C（法人の同窓・校友の子女を対象とした入学試験）
- ⑥推薦入学試験M（学芸学部音楽学科）
- ⑦推薦入学試験L（学芸学部国際教養学科）

- ⑧推薦入学試験B（指定高等学校推薦入学試験）
- ⑨社内校推薦入学試験（法人内諸学校推薦入学試験）
- ⑩協定校推薦入学試験（協定高等学校推薦入学試験）
- ⑪教育連携特別推薦入学試験（教育連携高等学校推薦入学試験）
- ⑫帰国生入学試験
- ⑬社会人入学試験
- ⑭外国人留学生入学試験
- ⑮AO方式入学者選抜

【入学者選抜制度（研究科）】

（博士課程（前期）・修士課程）

- ①一般入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ②社会人入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ③外国人留学生入学試験
- ④特別推薦入学試験（本学学部学生対象）
- ⑤本学卒業生対象社会人特別推薦入学試験

（博士課程（後期））

- ①一般入学試験
- ②社会人入学試験
- ③外国人留学生入学試験

（博士課程）

- ①一般入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ②社会人入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ③外国人留学生入学試験（第1次募集、第2次募集）
- ④特別推薦入学試験（本学学部学生対象）
- ⑤本学卒業生対象社会人特別推薦入学試験

【学生募集方法】

前述の多様な入学者選抜を実施する本学にとって、入学希望者に対し公正な受験機会の保障とそれらの情報を広く提供することは責務であると考えている。そのため、本学ホームページへの各種入学試験情報の掲載をはじめ、大学紹介の広報誌である『大学案内』に加えて、入学試験関連資料として『入試ガイド』『入学試験過去問題集』を発行し、オープンキャンパスや進学相談会で無料配布を行い、全国の高等学校及び予備校等へも一斉送付している。さらに、高校生、保護者、高等学校教員との直接接触の機会を多数設けることを目的に、「オープンキャンパス」、「キャンパスツアー」、「高等学校訪問」、「高等学校及び予備校教員対象説明会」、「業者主催の各種入試相談会、高等学校内ガイダンス」等を積極的に行い、広く本学の紹介及び入学試験に関する情報提供に努めている。

2) 責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の整備

入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーとそれぞれの選抜方法の趣旨に基づき、入学試験内容である試験教科・科目の設定及び実技、面接、小論文、口頭試問や出願書類等につい

て適切に定めている。出題は学長が委嘱する各科目の出題委員が業務にあたる。出題ミスの防止を第一に複数の出題委員によるチェック体制を整え、入学試験実施の前年度より出題構成等の検討を始め、作問内容検討約7カ月間、原稿校正約3カ月間にわたっての作業となる。なお、作業期間内の出題原稿や関連資料等は情報漏洩防止のため、作業日以外はすべてセキュリティの高い警報装置を備えた保管庫に管理し、広報部入学課が厳密に管理・運用を行っている。

学部の入学試験実施においては、全国より学生募集を行っていることから、受験者の多い入試制度では、地理的な負担を少しでも軽減するために、全国主要都市で受験可能な体制を整えている。

- ・推薦入学試験S・C（一次のみ）：全国9試験場
- ・一般入学試験（前期日程）：全国16試験場
- ・一般入学試験（後期日程）：全国12試験場

学部入試ではすべての入学試験実施において、原則として全学体制で行うこととしており、学長を総括責任者、広報部長を入学試験実施責任者とした入試本部を設置し、入学試験の実施・運営にあたる。また、学外試験会場においても複数の専任教職員を配置し、それぞれの試験場に試験場本部を設置することで、入試本部との連携において公正な試験実施の運営にあたっている。

大学院入試では、学部入試と同様に学長を総括責任者、広報部長を入学試験実施責任者とし、各研究科と広報部入学課が協力しながら公正な試験実施の運営にあたっている。

3) 公正な入学者選抜の実施

合否判定は、入学者選抜方法ごとに過去数年間の定着率及び入学者比率を参考にしながら学科ごとの収容定員との関連を含め緻密かつ慎重に行っている。学部入試は代議員会で査定案を審議し、学長が合格者を決定する。なお、代議員会は教授会から入学試験の査定に関する事項を付託された組織であり、審議結果は遅滞なく教授会に報告するものとしている。また、大学院入試は、研究科委員会で査定案を策定・審議し、大学院委員会の議を経て学長が合格者を決定する。入学者選抜において透明性を確保するために、入試結果は一般入学試験（前期日程・後期日程）において、受験者が合否照会システムに結果を照会した際に、受験科目ごとの得点と合計得点及び合格者最低点を表示し、得点情報の開示を行っている。さらに、『入試ガイド』には過去2年間の募集人員・志願者数・受験者数・受験選択科目情報・合格者数・合格者最低点等を公表している。また、学部・大学院ともに入学者選抜の志願者数・合格者数・入学者数を過年度に渡って本学ホームページに公開していることから、入学者選抜に対し十分に透明性を確保しているといえる。

4) 合理的な配慮が必要な入学希望者に公平な入学者選抜の実施

各入学試験要項及び本学ホームページにおいて、受験方法や入学後の修学について配慮を希望する場合の申し出方法を周知している。入学希望者から申し出があった場合には、受験に関する配慮については広報部入学課が、入学後の修学に関する配慮については当該学部(研究科)事務室及び学生支援課等が相談に応じ、入学希望者と丁寧な合意形成に努め、可能な限りの合理的配慮を行っている。

点検・評価項目③：

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数の管理を適正に行っていますか。
- (2) 入学定員に対する入学者数比率は適正ですか（学士課程）。
- (3) 収容定員に対する在籍学生数比率は適正ですか（学士課程、修士課程、博士課程）。
- (4) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応がなされていますか（学士課程）。

1) 入学定員及び収容定員の適切な設定及び在学生数の適正な管理

本学では、全体の教育研究組織の構成や各学部学科、研究科専攻の適切性について、定期的に点検・評価を行いながら、必要に応じて学部等の新設・改組や収容定員の変更を行っており、入学定員及び収容定員についても適切に設定している。なお、学部学科の定員については、近年の受験生の本学に対する高い進学希望に応えること、また、社会からの要請に応じてより多くの優秀な女性を輩出すること、そして、より適正な定員管理の実現を目的に2020年度より8学科において収容定員を増加する予定である。

在籍学生数については、毎年度の入学者数の決定過程を通じて適正に管理している。入学者選抜方法ごとの合否判定について、学部に関しては、広報部が過去の入試結果に基づく合格者に対する入学者数割合（定着率）や過年度の入学定員超過率等を勘案のうえ、合格者の原案を策定し、教授会から入学試験に関する事項を付託された代議員会での審議を経て、最終的に学長が決定している。また、大学院に関しては、各研究科委員会において合否に関する原案が策定され、大学院委員会の審議を経て最終的に学長が決定しており、学部・大学院ともに適正に管理を行っている。

なお、入学定員、収容定員、在籍学生数等は、本学ホームページを通じて広く社会に公表している。

2) 入学定員に対する入学者数比率

入学者数の決定は、過去数年間の定着率を参考にしながら緻密な合否判定を行うべく取り組んでいる。学部における過去5ヵ年の入学定員に対する入学者数比率は、2015年度：1.10、2016年度：1.06、2017年度：1.11、2018年度：1.06、2019年度：0.97であり、5ヵ年平均では1.06となっている。学部・学科によって若干違いがあるが、全体としては概ね適正な入学者数である。

3) 収容定員に対する在籍学生数比率

学部の過去5ヵ年の収容定員に対する在籍学生数比率は、2015年度：1.14、2016年度：1.12、2017年度：1.11、2018年度：1.09、2019年度：1.06となっている。修士課程の過去5ヵ年の収容定員に対する在籍学生数比率は2015年度：0.35、2016年度：0.27、2017年度：0.37、2018年度：0.40、2019年度：0.39となっている。博士課程の過去5ヵ年の収容定員に対する在籍学

生数比率は 2015 年度：0.43、2016 年度：0.35、2017 年度：0.33、2018 年度：0.33、2019 年度：0.28 となっている。なお、大学院研究科（修士課程、博士課程）については、いずれも収容定員に対する在籍学生数比率が低く、収容定員を充足できていないため、今後も引き続き入学者の確保に向けて検討を行っていく。

4) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学士課程における収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適正である。

点検・評価項目④：

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生の受け入れの適切性について、適切な根拠に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

広報部入学課において、各入学者選抜における受験者数の推移、合格者に対する入学者数割合（定着率）等をはじめ、入学者選抜方法ごとの入学者の成績の推移及び大学生活における活動内容等の追跡調査を行い、各入学者選抜方法の適切性を検証している。また、常任委員会集中討議においても、志願者動向の分析と入学者の量的、質的確保について検討を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れに関する改善・向上に向けた取り組みは、次年度以降の入試制度を改正することや学生募集に関する取り組みを変更することで実施している。また、出身高等学校に対し個人情報の保護に留意しながら在学生の状況をフィードバックし、高校現場との関連において情報収集にも努めている。

以上の点検・評価の結果を基に実施する 2020 年度入試における改善事項は、次のとおりである。

- ・入学定員の変更に伴い、入試区分別募集人員を変更する。
- ・一般入学試験（前期日程）において、薬学部医療薬学科と生活科学部食物栄養科学科食物科学専攻、生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻において、3教科入試に加えてセンター併用方式を新たに実施する。

【課題】

<大学院における収容定員充足率（未充足）>

大学院における収容定員充足率（未充足）〔基準：修士 0.50 未満 博士 0.33 未満〕を下回る専攻・課程は以下のとおりであり、改善できるよう取り組む必要がある。

【2019 年度】

文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）	0.38
文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）	0.45
文学研究科情報文化専攻修士課程	0.30
国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程	0.10
生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程	0.10
文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）	0.17
文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（後期）	0.25

第6章 教員・教員組織

点検・評価項目①：

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学として求める教員像を設定し、明示していますか。
- (2) 各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を設定し、明示していますか。

本学は、2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の中で、「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」を以下のとおり策定し、本学ホームページにおいて広く社会に公表している。本学の求める教員像としては、本学の教育理念や3つのポリシーに対する理解、教育研究能力や真摯に取り組む姿勢、大学運営への参画、そして本学での活動を通じて、本学及び社会への発展に寄与する意欲等を有する者を設定している。

＜大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針＞

〔求める教員像〕

1. 本学の教育理念及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を理解し、専門知識と教育・研究能力を有し、真摯に教育研究に取り組む教員。
2. 本学における自身の役割を認識し、他の教職員との協働により大学運営を円滑かつ効率的に推進することができる教員。
3. 本学における教育研究及び大学運営の活動を通じて、本学及び社会の発展に寄与する意欲のある教員。

〔教員組織の編成方針〕

1. 大学設置基準、大学院設置基準等の関係法令に則り、本学の教育課程に相応しい教育が適正に行われる教員組織を編成する。
2. 教員の配置については、年齢構成、男女比、国際性など教育研究上の必要性を踏まえた構成となるように配慮する。
3. 教員の採用については、「専任教員採用システム」に基づき行う。教員採用方針（職種、分野、人数、所属学部学科等）は、学部学科の教育研究計画を勘案し、将来構想等全学的な観点から学長が決定する。

また、任用・昇任については、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」等に従い、透明かつ公正で適切な方法で行う。

4. 教員の資質向上を図るため、組織的かつ継続的にファカルティ・ディベロップメント(FD)活動に取り組み、教育能力の向上、教育課程の開発及び改善、授業方法の改善を図る。

各学部・研究科においては、それぞれの方針を明文化してはいないが、全学の教員組織の編成に関する方針に基づき、各組織の教育研究計画を勘案のうえ、教員の専門分野・領域等のバランスにも配慮した教員組織を編成している。教員の任用、昇任にあたっては、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」に定める基準等に従って行っている。

点検・評価項目②：

教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は大学設置基準を踏まえ、適正に配置していますか。
- (2) 教育上主要と認められる授業科目に専任教員を適正に配置していますか。
- (3) 大学院研究科の教育課程に配置する担当教員の資格は明確化され、適格性を有する教員を適正に配置していますか。
- (4) 各学位課程の目的に則して、教員の国際性、男女比など教育研究上の必要性を踏まえた教員構成になっていますか。
- (5) 学部・研究科など組織ごとに十分な専任教員を配置し、授業担当負担に適切な配慮をしていますか。
- (6) バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置になっていますか。
- (7) 学士課程における教養教育の運営体制は適切ですか。

2019年5月1日現在、大学設置基準上で必要な教員数172名に対して本学の専任教員数は189名であり、そのうち教授数も必要な基準数89名に対して、110名と基準を十分に満たしている。学部学科ごとの基準数においてもそれぞれ充足している。大学院についても、専攻ごとに置く教員数の基準について、すべての研究科専攻・課程において必要な研究指導教員数（教授数含む）及び研究指導補助教員数を充足している状況である。大学全体及び各学部・研究科における専任教員数は適正に配置している。

学部においては、専任教員一人当たりの在籍学生数が、大学全体で32.6人であり、学部学科により差はあるが、適正に教員を配置している。

各学部学科においては主要な専門科目は専任教員が担当する体制を整えている。学科別の主要授業科目の専任・兼任教員の担当率については、大学基礎データ（表4）に示すとおりであるが、必修科目の担当はほとんどの学科で専任教員の担当率が高くなっている。学芸学部音楽学科においては、実技レッスン科目において専攻楽器が多種類におよぶことから専任教員が専門としない楽器を専攻する学生がいるため、より専門的な指導ができる体制として非常勤講師の担当率が高くなっているが、コースごとに専任教員を責任者として配置し、授業運営における責任体制を整えて管理している。

また、各学部学科において、教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に努めている。学部学

科により構成比は異なるが、大学全体では、専任教員数 189 名のうち、男性教員 95 名 (50.3%)、女性教員 94 名 (49.7%) と男女比は均衡している。教員の国際性という観点からの外国人教員数は 13 名 (6.9%) となっている。

教員の年齢構成については、大学基礎データ (表 5) に示すとおりであるが、学士課程全体では、特定の年齢層に偏ることなくバランスのとれた配置となっているが、なかには教員の高齢化や特定の年齢層に偏りの見られる学部等もある。

授業担当の負担という観点においては、各学部学科の授業計画の際に教員間での負担に偏りのないよう、特定の教員に過重にならないよう配慮を行っているが、一部には担当授業時間数が多い教員もいる。

本学においては、大学院専従の専任教員はいないため、学部と大学院の担当を兼ねることになる。大学院の担当については、「同志社女子大学大学院任用内規」に任用資格等が規定されており、教育研究上の指導能力や優れた研究業績等を有する教員等を各研究科長の推薦により、評議会及び大学院委員会の議を経て学長が任用を決定しており、適格性を有する教員が配置できている。

大学院教員の年齢構成についても大学基礎データ (表 5) に示すとおりであるが、前述のように教育研究の指導力や優れた研究業績を有する教員が担当することになるため、経験を積み上げた教員が任用される場合が多く、学士課程に比べれば年齢層は高くなる傾向にある。

学士課程における全学共通科目には、「共通学芸科目」「キリスト教・同志社関係科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」の 4 つの科目区分があり、全学のカリキュラム委員会のもとに、それぞれの科目区分ごとの運営委員会が組織されている。各運営委員会は、それぞれの科目区分の運営と改善に責任を持つ体制となっている。

点検・評価項目③：

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

[評価の視点]

- (1) 教員の職位 (教授、准教授、助教等) ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し、規程を整備していますか。
- (2) 教員人事に関する諸規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施していますか。

専任教員の募集・採用については、2000 年度から施行している「専任教員採用システム」において定めたとえ、採用・昇格については、「同志社女子大学教員任用規程」「同志社女子大学助手任用規程」「同志社女子大学大学院教員任用内規」等の任用規程を整備している。

専任教員の募集・採用については、各学部長から提出される次年度の教員採用に関する要望書に基づき、学長が当該学部学科の中長期の教育研究計画を聴取する。学長とその補佐機関である常任委員会は、昨今の大学が置かれている環境等を鑑み、学部学科の事情、全学的見地、大学設置基準、将来構想等を総合的に勘案して、適正な教員配置となるように、次年度教員採用方針 (「職種」「分野」「人数」「所属学部学科」「採用年月日」) 案を策定する。承認が得られれば当該教員採用方針を評議会に提案し、その議を経て決定している。次年度採用枠が承認さ

れた後、当該学部長を委員長、学科主任を副委員長とする教員採用選考委員会を設置し、公募等により募集、選考を行い、学長に候補者を推薦する。学長は候補者の面接を行い、評議会の議を経て、教授のみ教授会でその任用を承認している。

また、昇任の手続きは、「同志社女子大学教員任用規程」に基づき各学部長から学長へ推薦し、学長は評議会及び教授のみ教授会に提案しその議を経て、昇任を決定している。大学院の教員任用については、「同志社女子大学大学院教員任用内規」に基づき、学部と同様の手続きにおいて実施している。特に教授への昇任については、「研究業績」、「教育上の貢献」、「大学運営への貢献」についての評価基準を学部・学科毎に定めた「教授昇任基準に関する申合せ」を整備し、2009年度より運用している。

点検・評価項目④：

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

[評価の視点]

- (1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施していますか。
- (2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を適切に活用していますか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、教務部教育開発支援センター（事務局は教務課）及び教務部長、教育開発支援センター長及び各学科の代表からなる教育開発支援センター運営委員会が中心となって推進している。

2019年度の活動の主なものは、次のとおりである。

- ・FD講習会：外部講師を招いての講習会
（専任教員全員参加：10月16日開催予定）
- ・アクティブ・ラーニング研究会：専任教員による実践報告
（専任教員原則全員参加：1月22日及び2月18日開催予定）
- ・大学コンソーシアム京都主催FDフォーラム参加
（各学科等から2名以上参加：3月上旬）
- ・学外団体等主催セミナー等への参加
（教育開発支援センターから紹介、交通費を補助する場合もある）

上記以外にも各学部・研究科ごとにFD活動を行っている。最近実施したFD活動については以下のとおり。

学芸学部：毎年3月に3学科合同の学部合同FD研究会を実施している。

現代社会学部：年9回の学部教員会議の前に各教員のセルフリフレクション等を実施した。

薬学部：ルーブリックの作成方法や効率的な授業の進め方をテーマにFD講習会を実施した。

看護学部：所属教員によるリサーチセミナーや外部講師を招いての講演会を開催した。

表象文化学部英語英文学科：英語発表会に科目担当者以外も参加している。

表象部課学部日本語日本文学科：「基礎リテラシー」科目に関する報告会の実施
 生活科学部：学科懇談会でのFD活動報告、FDワーキング・グループの開催

大学院については、研究科単独で研究指導等に関するFD活動を行っている場合もあるが、学部教員と合同で実施している場合が多い。大学院教育に特化したFD活動の実施は今後の課題である。

なお、教員の研究業績、教育活動、社会活動等については、「教員業績管理システム」により『研究者データベース』を構築しており、月一度の頻度で更新し、本学ホームページを通じて公表している。

点検・評価項目⑤：

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教員組織の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

毎年度4月開催の常任委員会及び評議会において、当該年度4月1日現在の各学部学科・研究科専攻の専任教員数一覧の資料により、大学設置基準をはじめとする教員数の基準とともに確認を行っている。各学部学科・研究科においては、所属教員の年齢や退職の時期を考慮のうえ、新規教員採用や昇任人事にあわせて当該組織の教育研究計画を踏まえた適切な教員配置について点検している。

各学部長から提出される次年度の教員採用に関する要望書について、関係資料（「専任教員年齢階層表」「専任教員学科別年齢一覧」「専任職名別年齢一覧」）に基づき、各学部の教員組織の適切性について学長、総務部長が検討している。その結果を常任委員会において説明し、次年度の教員採用方針を決定することとしている。

また、常任委員会夏期集中討議においては、先10年間の「人件費収支予想」を提示し、教員数の推移及び教員人件費の推移を確認したうえで、次年度以降の教員採用方針決定の際の指標としている。

【課題】

<大学院におけるFD活動>

大学院については、研究科単独で研究指導等に関するFD活動を行っている場合もあるが、学部教員と合同で実施している場合が多い。大学院教育に特化したFD活動の実施は今後の課題である。

第7章 学生支援

点検・評価項目①：

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

[評価の視点]

(1)大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を定め、明示していますか。

創立者新島襄は、同志社創立10周年記念演説の中で、自身の渡米中に退学処分となった数名の学生のことについて「諸君ヨ人一人ハ大切ナリ、一人ハ大切ナリ」と語った。また、臨終の折には「社員たるものハ生徒ヲ鄭重ニ取扱ふ可き事」という同志社への遺言を残してこの世を去った。本学の学生支援における基本姿勢は、(一国の良心とも謂ふ可き人々の育成を目指し、)学生一人ひとりに全人格的に接しようとした新島の真摯な姿勢に他ならない。創立者の志、姿勢を受け継ぎ、本学は2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」において、「学生支援に関する方針」を以下のとおり定め、本学ホームページを通して広く社会に公表している。

さらに、学生支援の内容等を総合的に網羅した冊子『DWCLA Campus Life Guide』を毎年作成し、新入生及び専任教職員全員に配付することで周知及び学生支援に関する情報の共有化を図っている。

また、障がいのある学生に対する支援方針としては「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針(ガイドライン)」を制定し、本学ホームページを通して学内外に公表している。

＜学生支援に関する方針＞

本学は、学生一人ひとりに全人格的に接しようとした創立者新島襄の真摯な姿勢を受け継ぎ、学生支援に関する方針を以下のとおり定める。

〔修学支援〕

1. 学生が円滑に学修を進めていくことができるように学修相談、履修指導の実施に取り組む。
2. 図書館やラーニング・コモンズ、情報通信設備等の学習環境を整備し、学生の主体的な学習を促進する。
3. 学業の継続に困難を抱える学生の状況を早期に把握し、関連部署の連携により一体的な支援を行う。
4. 外国人留学生、障がいのある学生など、多様な学生に対応した修学の支援を行う。
5. 経済的な理由で就学の継続が困難な学生に対しては、学内外の奨学金等を通じて支援を行う。

〔生活支援〕

1. 保健室を中心に学生の心身の健康維持管理に努める。特にメンタルヘルスケアについては、学部・学科と保健室、学校医・学生相談室の連携により、心や適応の悩みを抱える学生の相談体制を整える。
2. 本学のすべての構成員を対象にハラスメント防止の啓発活動を実施する。また、相談体制を強化するとともに、ハラスメント事案が発生した場合には所定の規程・手続等に従い適切に対処する。
3. 課外活動は、学生の人間的な成長と自立を促す教育の一環と位置づけ、クラブ活動及びボランティア活動等を積極的に支援する。

〔進路支援〕

1. 学生一人ひとりが自己の人生を考え、生涯を通じたキャリアの構築を目指すことができるように、体系的なキャリア教育を実施する。
2. 学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質・能力を形成し、学生一人ひとりの希望する進路選択ができるように、キャリア支援部は、相談、助言、各種ガイダンスの実施等の多様な支援を行う。

点検・評価項目②：

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

〔評価の視点〕

- (1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援体制を適切に整備していますか。
- (2) 学生の修学に関して、以下の事項について適切な支援を実施していますか。
 - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
 - ・正課外教育
 - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
 - ・障がいのある学生に対する修学支援
 - ・成績不振の学生の状況把握と指導
 - ・留年者及び休学者の状況把握と対応
 - ・退学希望者の状況把握と対応
 - ・奨学金その他の経済的支援の整備
- (3) 学生の生活に関して、以下の事項について適切な支援を実施していますか。
 - ・学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
 - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- (4) 学生のキャリア支援を行う体制を整備するとともに、進路選択に関わる支援やガイダンスを実施していますか。
- (5) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施していますか。
- (6) 学生の要望に対応した学生支援を適切に実施していますか。

1) 学生支援体制の適切な整備

学生の修学及び生活支援体制については、学部については当該学部長、学科主任、アドバイザー教員や学部事務室を中心に、大学院については当該研究科長、専攻主任、研究指導教員や研究科事務室を中心に、教務部、学生支援部、キャリア支援部等の関係部署と協力しながら対応している。

また、本学ではアドバイザー制度を設けており、全ての学部・学科において学生一人ひとりに対し、相談相手となる（高等学校までの担任に相当する）アドバイザー（教員）を設定している。学生は修学に関することに限らず、学生生活全般についてもアドバイザーに相談することができ、必要に応じて学内の各部署と連携を図り対応する体制を整えている。

全学的な学生への生活支援や奨学金に関する事項等は、学生支援部が担当しており、学生支援部主任会を経て、常任委員会及び評議会で報告・審議し、全学的に情報を共有している。

2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

【学生の能力に応じた補習教育、補充教育】

前述のとおり、本学ではアドバイザー制度を設けており、全ての学生に担当のアドバイザー

教員がおり、修学に関する相談が可能である。また、専任教員全員が毎週決められた時間帯にオフィスアワーとして学生との面談の時間帯を設けており、学生からの授業に関する質問等に応じている。

さらに、一部の学部・学科では、学生の能力や理解度に応じて、補習教育、補充教育を実施している。例えば、音楽学科では実技科目については、学生の能力に応じて随時補講レッスンを実施し、薬学部においても授業のみでは十分に理解できていない学生を対象に正課外で補充教育を実施している。

【正課外教育】

正課の授業以外にも学部・学科の特性に応じて、学科主催のプロジェクト、ボランティア支援センターとの連携による小学校における食育指導、e-ラーニング教材の提供及び自己学習施設の設置等、様々な学びの場を提供している。

【留学生等の多様な学生に対する修学支援】

本学の「留学生受入れプログラム」は主に次の4つに区分できる。短期（4～8週間）の「日本語集中講座（JLIC:Japanese Language Immersion Course）」、1セメスターの「JSP:Japanese Studies Program」、本学の正規科目を履修する1または2セメスターの「中長期留学生受入れ」及び本学での学位取得を目指す私費留学生である。

受入留学生に対する代表的な支援として、プログラムごとにオリエンテーションを開き、キャンパス案内や施設設備の利用方法、周辺地域の案内、在留資格や国民健康保険制度、生活の注意点を含めた説明を行っている。また、日本語学習に関して、それぞれのプログラムの中で、留学生を対象にした「日本語」授業を開設している他、「ライティングサポート」も設け、個別指導により、高度な日本語作文能力を養成している。

また、受入留学生に対しては経済的な支援も行っており、交換留学制度に基づいて受入れる場合は、原則として本学授業料は免除となる（但し、各校との協定書において個別に定める）。さらに経済的補助として、協定校から受入れる場合は全員、協定校でない場合でもアセアン加盟諸国からの留学生（日本語集中講座のみ）であれば、生活費の補助を行っている。これにより留学期間中の住居費は全額賄えるため、経済的負担は非常に小さい。なお、私費留学生については、授業料減免制度もあり、留学生の家庭の経済状況と学習状況により30%の減免を行っている。

【障がいのある学生に対する修学支援】

学生支援部を中心に教務部、学部事務室が連携し、障がいのある学生との面談を通じて適切かつ合理的な修学支援を行っている。また、2019年9月に「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針（ガイドライン）」及び「同志社女子大学障がい学生サポートセンター内規」を制定した。これに基づき2020年4月より障がいのある学生を対象とした専門的相談窓口を設置し、修学支援体制のさらなる充実を図っている。

【成績不振の学生の状況把握と指導】

成績が不振な学生の把握については、毎学期当初に直前の学期の全学生の単位修得状況及び

GPAを教務課より各学部事務室に提供している。さらに各学部事務室では出席調査を実施しており、欠席が多い成績不振の学生については、教員または学部事務室から連絡をとり、面談及び履修指導を実施している。状況に応じて保護者にも連絡をとり、状況把握に努めている。

【留年者及び休学者の状況把握と対応】

休学願は、原則として学生支援課に申し出のあった学生本人と必ず面談を行った後で交付している。面談では、休学を希望する理由や原因についてのヒアリングを通じて、履修状況、日本学生支援機構の奨学金の貸与状況、ご父母の承認、アドバイザー教員等への相談・報告を把握するとともに、今後の対応について心身の不調はカウンセラーへ、履修や授業に関する事項は教務課や学部（研究科）事務室へ、就職関係はキャリア支援課へ送達するほか、人間関係や経済的な理由については学生支援課で対応する等できるだけ丁寧に事情を聴取し対応している。また、ヒアリング結果は、所定用紙に記録し、在籍学科又は専攻に回覧することで情報の共有及び必要な措置を講じる上での資料として活用している。

また、留年者については、各学科・専攻を中心に履修登録状況や授業への出欠状況等を把握し、個別に対応しながら修学支援を行っている。

【退学希望者の状況把握と対応】

退学については、休学同様、学生支援課にて申し出のあった学生本人に対し、必ず面談を実施した上で退学願を交付している。履修状況や日本学生支援機構の奨学金貸与状況のチェック、ご父母の承認、アドバイザー教員等への相談状況等を把握し、退学を希望する理由をヒアリングする。今後の対応についても、できるだけ丁寧に面談し対応している。

【奨学金その他の経済的支援の整備】

本学独自の奨学金をはじめ、日本学生支援機構奨学金を活用して、経済的支援を行っている。本学独自の同志社女子大学奨学金（給付制）については毎年3,300万円を予算とし、学力及び経済的困窮度による学内選考を経て、授業料の2分の1以内を限度に、各学科の授業料額にあわせて給付額を決定している。その他、基金運用の果実による各種指定奨学金の給付や同志社女子大学栄光会、同志社同窓会、同志社女子大学同窓会「Vineの会」等の関連団体の奨学金を給付している。また、2018年度より「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」を創設し、広く一般から奨学金目的の寄附を募っており、2020年度より新たにこれを財源とした奨学金の給付を検討している。奨学金の他には、学資貸与金制度を設け、年間授業料相当額以内の貸与（無利子、返済は卒業後10年以内）を行っている。

3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

【学生の相談に応じる体制の整備】

本学では学生生活における様々な悩みや問題についての相談に対して、様々な制度や窓口を設けている。まず、各学科の専任教員によるアドバイザー制度、オフィスアワーの設定、学生相談員である。次にビッグシスター制度は申込制で、入学前に紹介した上級生が新入生の相談相手になり、新入生が大学生活の新しい環境に少しでも早く慣れ親しめるように支援するもので、1957年より続く伝統あるシステムである。2019年度は329名の上級生（ビッグシスター）

が、336名の新入生（リトルシスター）の相談に応じている。さらに、各キャンパスにカウンセラー（臨床心理士）や学校医（精神科医）、保健室の看護師による相談体制を整備している。もちろん、学部・研究科事務室や学生支援課、教務課等の各事務室においても相談は可能である。このように様々な相談窓口を設け、学生が状況に応じて相談しやすい窓口を選択できる体制を整えている。

【ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備】

本学は「同志社女子大学ハラスメント防止等に関する内規」及び「同志社女子大学ハラスメント防止等のためのガイドライン」を定め、ハラスメントが発生しない大学を目指している。ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するため、相談窓口の設置及びハラスメント防止委員会、ハラスメント調査委員会、ハラスメント相談員を配置している。また、ハラスメント防止や相談に関する紹介リーフレットを作成し、学生及び教職員に配布することで周知を図っている。

なお、リーフレットにはハラスメント相談員や学外相談窓口の連絡先を記載し、直接連絡をとれるよう配慮している。

【学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮】

保健室では総員7名の看護師を配置している。学生数の多い京田辺キャンパスでは9時から20時まで開室し、その内9時から17時までは2名体制としている。今出川キャンパスについても同様の時間帯は2名体制となるようにし、学生の日常的な健康管理の充実を図っている。両キャンパスを合わせると時差勤務の関係上、延べ7名の看護師が勤務しているため、健康診断等の全学的な行事の際は十分なサポートを行うことができる。また、学生相談室にも総員7名のカウンセラー（臨床心理士）を配置しており、各キャンパス常時1名体制で、毎週20名近い学生のメンタル面のサポートを行っている。健康診断も年1回全学生を対象に実施し、例年90%以上（新入生はほぼ100%）の受診率を維持している。なお、体育会のクラブ員には、心電図検査も義務付けている。

4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

学生のキャリア支援については、キャリア支援部が主として担当しており、各種ガイダンスやセミナーを開催し、学生一人ひとりへのきめ細やかな支援体制を構築している。

【就職支援】

・委員会

各学科から選出の教員11名とキャリア支援部が協力して支援を行うため、「キャリア支援委員会」を設置している。

・ガイダンス、セミナー

入学直後から卒業まで段階的にキャリア意識の醸成やキャリア支援を行うため、ガイダンスやセミナー等を数多く実施している。6学部11学科と学部・学科構成が多様化する中で、学科の特性・特色にも対応すべく注力している。（国際教養学科生対象集中ガイダンス、薬学部対象就職ガイダンス、学内業界企業セミナー、看護学部対象就職ガイダンス、栄養士セミナー他）

また、ガイダンス等に実践的な内容を盛り込むとともに、学生の社会性向上のために、多くの企業・団体や社会で活躍する卒業生を講師として招き、仕事に携わる者の心構えや業界への知識の習得、現場の状況を学ぶために、「業界研究セミナー」「企業研究セミナー」「キャリアカフェ（ゼミ形式ガイダンス）」等を開講している。

- ・キャリアアドバイザー等による指導

様々な分野の第一線で活躍された方や「キャリアコンサルタント」等の専門資格を有する方を本学職員として採用し、キャリアアドバイザーとしてガイダンスや模擬面接、個別面談などを実施している。

- ・就職支援システム

企業データ、求人情報、就職活動報告書等をパソコンやスマートフォン等で検索できる「同志社女子大学 Web 教務・キャリア支援システム」を2018年11月にリニューアルし運用している。

- ・メールマガジンによる徹底した情報提供

3年次生（薬学部は5年次生）、4年次生（薬学部は6年次生）を対象に、ガイダンスや求人案内に関する情報をメールマガジンで配信している。2018年度は3年次生向けを113件、4年次生向けを119件配信した。

- ・電話による個人連絡

キャリア支援部の職員が分担して4年次生（薬学部は6年次生）に電話連絡を行い、就職活動の状況を聞き出し、必要な支援に結び付けている。

- ・産学連携による支援

株式会社ANA総合研究所及び日本航空株式会社と連携協定を締結し、エアライン業界を志望する学生を対象に空港見学会やインターンシップ等を実施している。また、2019年5月から京都に支店を置く企業と連携協定を締結し、キャリアカフェや業界・企業研究等に講師として参加いただいている（大塚製薬株式会社京都支店、株式会社JTB京都支店、日本調剤株式会社京都支店）。

- ・交通費の一部補助

就職活動を行う4年次生（薬学部は6年次生）を対象に、首都圏または出身地（UIJターム）等で就職活動する際に交通費の一部を補助している。

【キャリア形成支援】

- ・委員会

本学の正規科目におけるキャリア教育推進のため「同志社女子大学キャリア教育委員会」を設置している。

- ・正規科目

共通学芸科目・キャリア教育科目の中に「大学生活とキャリアデザインⅠ」「大学生活とキャリアデザインⅡ」「大学生活とキャリアデザインⅢ」「キャリアのための自己表現演習」「インターンシップ（大学コンソーシアム京都）」「インターンシップⅠA・ⅠB」を開講している。これらの科目に対する学生の注目度は高く、例年、多くの学生が受講している。また、各学科が学科科目として設置するキャリア科目も年々充実している。

- ・キャリア・資格取得支援講座

資格取得などを旨とする学生に向けて「キャリア・資格取得支援講座」を課外で開講しており、2018年度は延べ689名が受講した。

・インターンシップ

本学では「インターンシップ」をキャリア教育の一つの柱と考え、「インターンシップⅠA・ⅠB」「インターンシップⅡ」を設置している。これらは、職業現場での就労体験を通して自らの将来を考え、職業観を醸成するとともに、社会性や自立心を促すことを目的としており、2018年度は178名の学生が参加した。充実した「事前研修」「事後研修」を行い、学生に多くの“気付き”を与えている。

また、2017年度からグローバル人材を育成することを目的に、海外インターンシップを実施している。現在、オーストラリア・シドニー及び中華人民共和国・上海の2都市でインターンシップを実施している。

5) 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生支援課ではクラブや同好会の運営に対し、課外活動援助金制度による活動資金の交付を行っている。また、前述の「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」の募金使途の一つとして学生の課外活動支援を設けており、これを財源として課外活動の充実を図る予定である。クラブ活動に対しては、各部の主将、主務（会計）を集め「クラブリーダーズキャンプ」を年1回開催し、クラブ運営に関する諸規則の他、リーダーシップトレーニングの受講を義務付けている。さらに各部の指導者（顧問、講師、監督、コーチ等）との懇談会を年1回開催し、課外活動指導現場の声を聴取し、改善策等を講じている。

宗教部では、本学の教育理念の一つである「キリスト教主義」を学生自身が理解し会得することを目的として、授業期間中に毎日実施している通常礼拝や特別礼拝、年間2回実施のリトリート、夏期休暇期間中のワークキャンプ等を実施している。学生の多種多様なニーズに応えられるようプログラムの検証に取り組み、継続的な支援に向けた努力を重ねている。

6) 学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

同志社建学の精神に基づき、学生の自治によって学生の総意を実現し、学生生活の充実発展を図ることを目的とした「同志社女子大学学生会」については、組織の運営を支援する一方、毎年学生会が在学生より聴取、集約した要望書（改善要望書）が大学に対して提出され、大学が検討した結果は学生支援部を通じて回答する制度が確立している。この学生会からの要望書や「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」における自由記述欄で得られた要求や意見については、関係部署が協働して対策や改善を検討しており、例えば学内Wi-Fi設備の拡充や熱中症対策の一環としての冷水器の設置等、適宜必要な措置を講じている。

点検・評価項目③：

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

(1) 学生支援の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。

(2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

学生支援に携わる各部署においては、会議を定期的に開催し、学生支援の内容等について点検・評価を行っている。例えば、学生支援部では学生支援の内容等について総合的な点検・評価を行うため、学生支援部長を議長、各学部の学生支援主任を委員とする学生支援部主任会が原則毎月1回開催され、奨学金、課外活動、学生の健康管理、寮・下宿、学内外の行事、学生からの要望等について客観的なデータに基づく報告（情報共有）や審議を行うことで点検・評価を行っている。

また、学生相談に携わるカウンセラー（臨床心理士）、学校医（精神科医）、学生相談委員、看護師、学生支援課による学生相談委員懇談会を毎年度末に開催し、心身の不調に悩む学生の相談現場における事例紹介を通じた情報共有や意見交換を行っている。

進路支援については、「就職決定率と内容（質）」により最終的な達成度を評価している。本学の過去10年間の就職決定率は毎年度90%を越えており、さらに「業種」「職種」「企業規模」等もバランスのとれた配分となっている。これらは本学学生の就職が決定率だけでなく質も高いことを表しており、97.4%（2018年度）という高い学生の就職満足度に反映されている。

また、全学的に実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」及び「大学院生アンケート」の集計結果や自由記述欄の内容、学生会からの要望書等に基づき、学部・学科や研究科等では課題を抽出し、改善に向けた検討を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

上記の点検・評価により改善が必要と判断された事項については、各部署で改善策を検討し、常任委員会及び評議会での報告・審議を経て改善を図っている。

例えば、修学・生活支援に関して、学生のメンタルに関する相談については、学生支援部主任会で学期ごとに総括を報告するとともに、学生相談委員懇談会でも意見交換を実施しているが、有効な対策が打てない状況である。特に精神的な障がいや疾患の疑われる学生についての対応は一律でないため、現場での統一的な対応策の策定には困難を伴うが、「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針(ガイドライン)」の制定及び「障がい学生サポートセンター」の設置により、今後より有効な支援体制の確立及び実施を図っていく。

また、進路支援に関して、ガイダンス参加率やキャリア・資格取得支援講座の受講者数、大学が開催するインターンシップの参加者数の減少傾向等の課題が挙がっており、学生のニーズに合う魅力的なものとなるように改善を検討している。

第8章 教育研究等環境

点検・評価項目①：

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

[評価の視点]

(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、学生の学習や教員による教育研究の環境に関する方針を定めて、明示していますか。

本学は、2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の中で「教育研究等環境の整備に関する方針」を以下のとおり策定し、その内容は本学ホームページを通じて学内外に公表している。

また、中・長期計画である「Vision150」においても、中期目標としてキャンパス整備や学術研究の推進を掲げ、教育研究等の環境や条件の整備・充実に取り組むことを明示している。

<教育研究等環境の整備に関する方針>

1. 学生の学習と教員の教育研究活動に必要な校地及び校舎等の施設・設備の充実に努める。
また、校舎等の施設・設備については、維持管理、防災への対応等に計画的に取り組む。
2. 情報通信技術（ICT）機器や安全なネットワーク環境の充実に努めるとともに、教職員及び学生の情報倫理の確立に取り組む。
3. 図書館では、各学部・学科、各研究科の教育研究内容に沿った質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、学生及び教職員にその効果的な利用を促進する。
4. 学生の自主的な学習を促進するためにラーニング・コモンズや自習室の整備・充実に努める。
5. 教員の教育研究活動を促進するため、研究費、研究室、研究時間の確保等、学内研究支援制度の充実に努めるとともに、科学研究費等の外部資金の獲得を促すための組織的支援を講じる。また、学生の学修支援の一環として、SA（スチューデント・アシスタント）やTA（ティーチング・アシスタント）の運用の充実に努める。
6. 教員及び学生の研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施や、研究倫理に関する学内審査機関の整備に努める。

点検・評価項目②：

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

〔評価の視点〕

(1) 教育研究等環境に関する方針に基づき、以下の事項の整備及び管理が適切に行われていますか。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みをしていますか。

本学キャンパスの施設・設備に関する維持管理・防災への対応について、今出川キャンパスにおいては2013年度から2017年度までのキャンパス整備における改築・改修工事（2棟改築、2棟改修、1棟減築）を終え、耐震強度を満たした安心・安全なキャンパスが実現した。なお、京田辺キャンパスの建築物は、すべて耐震強度を満たしている。バリアフリー化に対しては、館内エレベーター、点字ブロック、多目的トイレの設置は進められているが、扉の自動化については、全ての建物で対応できている訳ではなく、学生の利用頻度が高い建物においても、京田辺キャンパスの知徳館、恵真館、頌啓館では設置されていない。近年の改築建物については、「京都府福祉のまちづくり条例」、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に合致するように建築されている。

学生の自主的な学習を促進させる環境整備としては、図書館、ラーニング・コモンズ、ラウンジを両キャンパスに設置しており、多くの学生が利用している。さらに、食堂やカフェの照明照度を学習に適したものに改修したことにより多くの学生が学習スペースとして利用している。

京田辺キャンパスのラーニング・コモンズは図書館と一体型であり、今出川キャンパスのラーニング・コモンズは図書館とは独立した形態となっているが、両方のラーニング・コモンズはほぼ共通したエリアから構成されており、学生の自主的な学習を促進する環境となっている。主なエリアは次のとおりであり、詳細のフロアガイドは本学のホームページで確認することができる。

・イベントエリア：

200席前後の椅子を並べることができ、大型スクリーン等の設備が整っている。講演、報告会、発表会、その他のイベントで利用されている。

・グループワークエリア：

4人掛けを中心とした可動式のテーブルが多数用意され、グループワーク等に利用されている。

・グループスタディーブース：

10数名程度の学習に適した骨組みとスクリーン等での仕切りのみスペースが複数用意されており、集団での学習やゼミのグループワークなどに利用されている。

- ・リサーチエリア：
デスクトップ型パソコンが各 30 台程度設置され、各種のリサーチ等に利用されている。
- ・ワークショップルーム：
30 席前後のマルチメディア対応教室が設置され、授業等で利用されている。
- ・グローバルラウンジ：
留学生との交流を目的としたラウンジが設けられている。

ラーニング・コモンズで開催されるイベントやワークショップについては、ホームページにもスケジュールを掲載しており、イベントエリア等の利用申請やノートパソコン、プロジェクター等の貸出機器の予約についてもホームページ上のフォームから可能であり、利用者の利便性に配慮している。

本学におけるネットワーク環境整備については、Vision150 第 1 期アクションプランにおいても取組目標と取組内容を掲げ、単年度ごとにその活動計画と実績を点検評価している。2016 年度よりネットワークシステムのリプレースを順次進めてきた。各種商用クラウドの利用拡大への対応に伴う認証連携の強化や、無線 LAN システムの拡充整備、各種ネットワークセキュリティ強化などを主な事項として実現してきている。特に無線 LAN の整備においては学内 SSID の他、eduroam（国際学術無線 LAN ローミング基盤）に参加していること、さらには携帯電話 3 大キャリア（au, docomo, softbank）の SSID を学内に発波し、学生・教職員の無線 LAN 利用の利便性を確保している。

各種ネットワークの利用状況の統計や不正侵入（利用）の検出システムなどから、現在のところ緊急性を伴うような構成変更の必要はないと判断している。また、定期的に外部委託の形態で実施をしているセキュリティ診断結果においてもリスクレベルの高い脆弱性も指摘されておらず、安定運用していると判断している。2019 年度においては、利用者にとってより安全で安定したネットワークシステムの構築を目指し次期リプレースの計画を進めている。

本学における情報セキュリティポリシーに関しては、2019 年 1 月に「同志社女子大学情報セキュリティ基本方針」、「同志社女子大学情報セキュリティ対策基準」、「同志社女子大学情報セキュリティ委員会に関する申合せ」を制定し、規程及び体制の整備を行った。

学生に対する情報倫理に関する取組みにおいては、全新入生を対象としたオリエンテーション期間に開催する「情報倫理講習会」の受講を義務付け、受講者に対しネットワーク利用のためのユーザ ID の交付を行っている。また、学内の情報教育環境を周知するためのガイドブック「vivIT」の内容においてもネットワークセキュリティ等の項目を設け、情報倫理の確立に取り組んでいる。さらには、「パスワード利用の注意事項」、「SNS 利用上の注意」などについてリーフレットを作成し配布している。

教職員を対象とした取組みについては 2019 年度に「情報セキュリティ講習会」を開催した。今後についても情報セキュリティ委員会を中心に取組内容について評価および見直しを行うことを予定している。

点検・評価項目③：

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

〔評価の視点〕

- (1) 図書資料と図書利用環境に関して、以下の事項について整備を行っていますか。
- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
 - ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
 - ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
 - ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
- (2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する職員を配置していますか。

本学図書館においては、2018年度末時点で図書 555,350 冊、学術雑誌 7,366 冊、電子ジャーナル 12,336 点、電子ブック 2,270 点を所蔵し、学術リポジトリ上で 1,287 件のメタデータを公開している。利用者の利便性を図るために、電子資料や CiNii へのリンクなどを本学ホームページの図書館サイト上にわかりやすくリンクをまとめて表示している。また、1年次生全員を対象に図書館の使い方や情報検索の方法を新入生ガイダンスで説明している他、学科・ゼミごとに年次に応じたガイダンスを行い、学習・履修状況に応じた資料の検索方法を伝える場を設けている。本学が所蔵していない資料については ILL サービスを利用して複写、現物の取り寄せを行っている。

図書館の開館時刻を 1 講時の授業開始前に資料の貸出・返却ができるように配慮している他、授業終了後にも図書館を利用することができるように 20 時まで開館している。個人キャレル、オープン閲覧席など目的に応じた座席を用意しており、座席数にも余裕がある。

本学の図書館には、両キャンパス合計で 24 名の司書・司書補が職員として勤務しており、年間でレファレンス対応を 64 件（2018 年度実績）行うなど、学生・教員の資料探しをサポートしている。学習状況に応じたガイダンスで各種媒体の使い方を説明する等、学生及び教員に対する教育・研究上の支援を行っている。

点検・評価項目④：

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 研究活動を促進させるために、研究に対する大学としての基本的な考えを明示し、以下の事項について整備していますか。
- ・ 研究費の適切な支給
 - ・ 外部資金獲得のための支援
 - ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- (2) ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）等の教育研究活動を支援する体制を整備していますか。

本学においては、「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の中の「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動の促進を図っている。

【研究費の支給】

教員の基盤的研究費として、専任教員、特別任任教員及び任期付教員を対象に、「個人研究費交付申請書」に基づき、個人研究費として年額 41 万円を支給している。薬学部では研究室単位で、看護学部では部門単位で申請・執行されている。直接研究に関係のある経費の場合、使途範囲中、1項目が 28 万円を超えない範囲であれば、研究計画に沿って比較的自由度の高い柔軟な執行が可能である。

また、「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」及び「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」を定めており、教員の応募により一定の審査を経て支給する学内研究助成金制度がある。「研究助成に関する内規」第 6 条第 1 項に定める科学研究費助成事業対象奨励金は、科学研究費応募のインセンティブを高めるために、科学研究費の応募が不採択となった教員の申請に基づき交付しているものである。

これ以外に、本学の研究基盤となる、研究設備及び研究資料を計画的に整備し本学教員の研究促進に寄与することを目的として、「同志社女子大学研究基盤整備費に関する内規」も定めている。「研究設備整備費」は、毎年度、各学部学科所属分野、人数の特点に基づき、学部毎に一定額を配分している。この申請資格者は各学部学科等の代表者であり、各学部学科の研究計画に基づいた設備の整備を対象として募集している。「研究資料費」も同様に、経理部が定めた基準により各部科等へ配分している。

【外部資金獲得のための支援】

本学で主となる外部資金の「科学研究費」については、外部講師による「獲得を目指す研修会」を 9 月に開催している。その他の外部資金については、教員の自主的な応募や、産官から教員への直接的な申込が大半である。

【研究環境の整備】

本学においては、専任教員に対して個人研究室を整備し、机、椅子、書棚、電話、学内 LAN、給湯装置等の必要となる備品を配備している。教員の研究専念時間確保については、教員の授業担当時間が「同志社就業規則」第 15 条第 1 項第 2 号に定められており、研究時間が確保されている。また、慣行的に週 1 日の研究日確保に努めている。その他、長期の研究時間確保の方策として、「同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規」による専任研究員、専従研究員の制度及び「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」による在外研究員制度がある。いずれの研究員も一定期間、授業担当義務を免除され、研究に専念できる。

【TA・SA制度】

本学においては、「同志社女子大学ティーチング・アシスタントに関する内規」及び「同志社女子大学スチューデント・アシスタントに関する内規」を定め、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)制度を運用している。学部の授業を補助する

大学院生をT A、学部の授業を補助する学部上級生又は専攻科生をS Aとし、T A、S Aともに個別の指導教員（担当教員）を定め、指導教員の指示に基づいて学部の授業に関する補助業務に当たるようになっている。また、両制度の適切な運用が行われるよう、T A・S Aは自己評価書を、指導教員はT A又はS A評価書を教務部長に提出する。

点検・評価項目⑤：

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

〔評価の視点〕

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、以下の事項について適切に対応していますか。

- ・ 規定の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、「同志社女子大学研究倫理規準」を制定している。ここでは、研究者の態度、研究のための情報・データ等の収集、インフォームド・コンセント、個人情報の保護、実験ノート・情報・データ等の利用及び管理、機器、薬品、材料等の安全管理、研究成果発表の規準、オーサーシップの規準、研究費の取扱規準、他者の業績評価等、研究を遂行する上で求められる研究者及び研究に関与する事務職員の行動・態度の倫理的規準を定め、本学の責務を果たすことに努めている。また、同志社女子大学研究倫理委員会を設置し、必要に応じて研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することになっている。さらに、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するために、「研究倫理相談員に関する申合せ」も制定している。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨に則り、次の規程等を制定し、不正行為等が生じた場合における必要な事項を定めている。

- ① 「同志社女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」
- ② 「同志社女子大学における研究費の不正使用等への対応に関する内規」
- ③ 「同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」

①の第7条第4項、③の第6条に定めるところにより、年に一度、全教員、関係職員を対象に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を開催している（2019年度は5月22日に開催）。大学院生には、研究倫理eラーニング教材により、また学部生にも各学部・学科で定められた科目等で受講を義務付けている。

人を直接研究の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項については、「同志社女子大学「人を対象とする研究」倫理規準」を制定している。審査に関しては、「同志社女子大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程」を制定し、年に5回（内2回は医学系研究含む）の審査期間を設け、研究者が審

査を希望する場合、研究の実施計画、公表計画等提出書類により、審査委員会で審査を行っている。

点検・評価項目⑥：

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

- (1) 教育研究等環境の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

授業教室等の施設・設備の環境については、各学部学科の授業計画、各教員からの希望等を確認しながら、必要に応じて整備を行っている。各学部学科からの教室設備等に関する要望は、教務部主任会においてとりまとめている。また各教員からは授業計画の段階で教務部が教室・教具に関する希望を確認している。必要に応じてICT機器等の配備、更新を行い、教育環境の向上に努めている。教室の改修等は、予算措置も必要なことから教務部が中期的な年次計画を策定し段階的に実施している。情報処理教室のパソコン等は経年による劣化や陳腐化が発生することから、定期的にリプレースを行っている。

また、学生からは、毎年度実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」における授業教室、パソコンの利用環境、Wi-Fi 環境等の施設設備の満足度や自由記述欄、学生会から提出される要望書等により意見や要望を確認している。すべての意見や要望に対応できるわけではないが、利用者からのニーズととらえ、実際の利用状況等を確認しながら整備を行っている。近年、学生からWi-Fi 設備充実に関する要望が多かったため、利用状況が拡大していることを確認のうえ、環境整備を実施している。

本学の校舎等、施設・設備の安全性に関しては、文部科学省のガイドブックに基づく点検調査を毎年実施している事に加え、建築基準法に基づく定期報告を特定行政庁に提出している。また、特定の構造（特定天井、ブロック塀、石綿含有保温材等）に対する文部科学省からの調査依頼に対応している。設置当時は関係法令に合致していても、法令の改正に伴い現在の基準に合致しなくなった建物、施設・設備は存在している。原則として、建物については改築時および大規模改修時、施設・設備については更新時および大規模改修時に最新の基準に合致するようにしているが、これ以外の場合でも必要に応じて早期の対応を実施している。

教員への研究助成については、学内研究助成制度「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」に基づき、毎年11月に兼担研究員を募集しているが、その応募状況等を勘案した見直しを図っている。公平かつより多数の教員が応募できるように、2013年度、2016年度に各種目の助成額や応募資格等を見直す内規の改正を行い、確実に執行率は上昇している。（2014年：59.4%、2015年：54.7%、2016年：65.1%、2017年：70.7%、2018年：80.3%）

第9章 社会貢献・社会連携

点検・評価項目①：

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

[評価の視点]

- (1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を定め、明示していますか。

2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」において、「社会連携・社会貢献に関する方針」を以下のとおり定め、本学ホームページを通して広く社会に公表している。

<社会連携・社会貢献に関する方針>

1. 学外の諸組織（教育研究機関、地方公共団体、企業その他の団体等）との間に協定及びその他必要な取り決めを定め、適切な連携体制を構築し、教育連携事業、地域連携事業、生涯学習事業等の社会連携活動を積極的に推進し、地域社会の発展や課題解決に貢献する。
2. 海外の大学等との連携協定に基づき、学生の海外留学及び海外研修、外国人留学生の受け入れ、教職員の学術交流等の国際交流活動を推進し、海外の教育機関等との連携の活性化を図り、その成果の活用により国際社会の発展に貢献する。

点検・評価項目②：

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

[評価の視点]

- (1)社会貢献・社会連携に関する取り組みを推進するため、学外組織との適切な連携体制を構築していますか。
- (2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に取り組んでいますか。
- (3)地域交流や国際交流事業に参加していますか。

1) 学外組織との適切な連携体制の構築

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、大学全体及び学部・研究科がそれぞれ多種多様な取り組みを行ってきたが、2017年度の事務機構改正において総務部総務課内に社会連携係を設置し、社会連携を推進していく体制を構築した。なお、2019年度時点で本学（学校法人同志社を含む）と連携協定を締結している学外機関は以下のとおりである。

〔大学〕 フェリス女学院大学、日本女子大学、奈良県立医科大学、金城学院大学

〔企業〕 ANA総合研究所、日本航空株式会社

〔医療機関〕 独立行政法人国立病院機構南京都病院、医療法人石鎚会、宗教法人在日本南プレ
スピテリアンミッション淀川キリスト教病院

〔福祉施設〕 社会福祉法人盛和福祉会 児童養護施設・乳児院「京都大和の家」

〔地方公共団体他〕 京田辺市、京都府、京都市、精華町、木津川市、亀岡市、守口市教育委員
会、公益財団法人大学コンソーシアム京都、公益財団法人関西文化学術研
究都市推進機構、国立国会図書館

また、学部・研究科がそれぞれの特性を活かして独自に実施している社会連携に関する取
組みの例としては、学芸学部音楽学科が木津川市立木津第二中学校での合唱指導や京都府京都
文化博物館での無料コンサートの開催、現代社会学部社会システム学科が京都市中心部の活性
化及び京町家の活用や北海道富良野地域等で行政やNPOとの連携、薬学部医療薬学科が京都
府南部地域の薬剤師会及び病院薬剤師会との連携、生活科学部人間生活学科が鴨川流域ネット
ワーク、京丹波町地域おこし協力隊、姉小路界限を考える会との連携等を実施しており、それ
ぞれ学外組織の担当者と実施にあたっての打合せをし、適宜連絡を取りながら、適切な連携体
制を構築している。

2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について、社会連携・社会貢献
に関する方針で示すとおり、学外の諸組織との適切な連携体制を構築し、教育連携事業や生涯
学習事業等を積極的に推進するため、様々な取り組みを実施している。

【自治体との連携事業】

①2005年1月に締結した京田辺市と学校法人同志社（同志社女子大学）の連携協力に関する協
定（包括協定）に基づき、2018年度は以下のような取り組みを実施した。

<取り組み例>

- ・京田辺市「まちづくり調査研究事業」の一環として、生活科学部の小切間美保教授と実践栄
養学研究室の学生有志が、京田辺市教育委員会と共同で中学生向けの食育推進冊子（「Eat
right, Be brightーよい食べ方は、あなたを輝かせるー」）を制作した。
- ・2018年に開講した学芸学部音楽学科科目「音楽によるアウトリーチ」履修学生が、京田辺市
内の小学生を対象に音楽劇の上演及び市内小学校の音楽の授業で楽器演奏を行った。
- ・現代こども学科の今井敏博教授のゼミに幼稚園児から小学校4年生までの30名が「こども
体験学習」として参加した。
- ・「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」によるインターンシップとして、京田辺市役
所に学生を派遣した。
- ・小学生による京田辺キャンパス体験として、市内の小学校より小学生を受入れた（普賢寺小
学校6年生15名、草内小学校5年生58名、三山木小学校4年生130名）
- ・実務実習生として京田辺市職員1名を受け入れ、本学総務部総務課社会連携係において地域
連携を中心とする業務に携わった。

②2017年8月に亀岡市と締結した学術交流に関する協定に基づき、2018年度は以下の取組
みを実施した。

<取り組み例>

- ・保育指針・幼稚園教育要領に基づく保育実践研修事業（全3回）を、現代社会学部現代こども学科の笠間浩幸教授が亀岡市の保育従事者を対象に実施。
 - ・東本梅保育所遊び場作りワークショップ（全2回）として、現代社会学部現代こども学科の笠間浩幸教授とゼミ生が、保護者や保育関係者らとともに園庭デザインを検討するワークショップを行った。
- ③2013年1月に締結した精華町と学校法人同志社による包括連携協定に基づき、「SEIKA サブカルフェスタ 2018」に出展した。

【大学・医療機関等との連携事業】

- ①公立大学法人奈良県立医科大学とは 2007年6月に学術交流に関する包括協定を締結しており、2018年度は以下の取り組みを実施した
- ・2018年7月15日に『感染症の予防と治療～薬剤耐性菌の蔓延を防ぐために患者が心がけるべきは？～』をテーマとした合同講演会を本学京田辺キャンパスにて開催した。
 - ・薬学部では奈良県立医科大学医学部の学生をリサーチ・クラークシップとして受入れ、基礎医学研究に関するより実践的な研究指導を提供している。
- ②独立行政法人国立病院機構南京都病院と 2009年4月に学術交流等に関する包括協定を締結しており、本協定に基づき2018年度は南京都病院の副看護師長に「小児看護援助論B」のゲストスピーカーとして招聘した。
- ③医療法人社団石鎚会と 2013年6月に締結した学術交流等に関する包括協定に基づき、2018年度は以下の取り組みを行った。
- ・薬学部科目として石鎚会寄付講座「医療薬物治療概論」や看護学部科目「外科疾病・治療学」「成育医療学」の嘱託講師として委嘱した。
 - ・看護学部科目「看護実践総合演習Ⅰ」「看護実践総合演習Ⅱ」に田辺中央病院副看護部長（感染管理認定看護師）を、看護学研究科科目「高齢者・在宅看護学特論Ⅱ」に田辺中央病院慢性疾患看護専門看護師をゲストスピーカーとして招聘した。
 - ・2018年4月に開園した「やすらぎ保育園」に現代社会学部現代こども学科の笠間浩幸教授とゼミ生が同園の園庭環境及び設計に関するプロデュースに携わった。
- ④社会福祉法人盛和福祉会 京都大和の家とは2012年1月に連携協力に関する協定を締結しており、この協定に基づき2018年5月21日～31日に保育実習生4名を派遣した。
- ⑤宗教法人日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院と 2014年4月に締結した学術交流に関する協定に基づき、本学大学院文学研究科情報文化専攻の大学院生4名と淀川キリスト教病院老人保健施設の入所者が共同でデジタル絵本「ふたりえほん」を制作した。

【女性アクティベーションセンターにおける取り組み】

本学では、「本学学生並びに卒業生が生涯にわたって社会的役割を担い、能力を発揮できるように支援と提言を行う」ことを目的に、女性アクティベーションセンターを2015年4月に学術情報部に設置した。現在では対象を一般女性にも広げ、様々な取り組みを実施している。

<取り組み例>

- ・女性起業家育成支援に向けて、本学教員及び学外の女性社長を講師とした「女性のための起業家セミナー」を開催した。
- ・女性のエンパワメントの場の提供を目的に「女性アクティベーション講座」を開催した。

- ・2018年3月より本学、京都女子大学、京都光華女子大学を幹事校として「女子大学連携ネットワークミーティング」を発足し、女子大学が取り組む課題等について情報交換を行い、連携協力体制を構築している。そして、日本の女子大学が果たす役割を共に考え、学術成果を提示し、情報発信に努めている。2019年3月には国際女性デーシンポジウムを開催し、多数の参加を得た。
- ・子育て支援プログラム「パパカアップセミナー」を2019年9月に開催した。看護学部の教育研究成果公開の場ともなり、参加者アンケートでは全員が満足と回答する有意義なセミナーとなった。

3) 地域交流、国際交流事業への参加

地域交流事業については、2005年に京田辺市と学校法人同志社が締結した連携協力に関する協定に基づき、様々な取り組みを実施している。例えば、京田辺市からの実務実習生の受け入れや、市内小学校の4年生～6年生を京田辺キャンパスに招いてのキャンパス体験等である。

その他の協定機関との取り組みでは、奈良県立医科大学附属病院での院内コンサートや医療法人社団石鎚会の主催する「たなべ健康まつり」への参加、けいはんな学研都市6大学連携「市民公開講座」への講師を派遣する等、地域交流に積極的に取り組んでいる。

また、2016年度には地域と連携した活動を通じて学生が学ぶ実践的な教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学を支援する、京都市と公益財団法人大学コンソーシアム京都の協働事業である「学まち連携大学」促進事業に、本学は「京町家を中核とした未来の京都まちづくりプログラム」を申請し、採択されている（支援機関は2016年度～2019年度の4年間）。

さらに、学生が主体的にまちづくりに取り組むための組織として2017年7月に発足した「同志社女子大学まちづくり委員会」では、次の4つのプロジェクトを実行するとともに、各種地域イベントに参加した。①「玉露PRプロジェクト」では、オープンキャンパスや大学祭において京田辺市の特産である玉露のPRを行い、「全国玉露のうまい淹れ方コンテスト」に参加した。②「げんき推進プロジェクト」では、市内の高齢者向け住宅の入居者と一緒に「京田辺オリジナル介護予防体操」を行い、交流を図った。③「えいごであそぼプロジェクト」では、京田辺市や近隣の宇治田原町の子どもたちと英語の歌やゲームを一緒に行った。④「みんなで防災プロジェクト」では、近年頻発する災害を機に防災に対する関心を高めるために学生対象に防災イベントを実施した。当該イベントでは京田辺市安全まちづくり室の担当者の講演、非常食の試食、防災に関するクイズ等を行った。これら4つのプロジェクトの他に地域のイベントにも多数参加し、第13回全国大学まちづくり政策フォーラム in 京田辺では「ワールド★食堂」や「大災害時外国語パートナーシップ制度」の政策提言を行い、準優勝に相当する優秀賞を受賞した。

国際交流事業については、2016年に京都市の『「京（みやこ）グローバル大学」促進事業』として、「アジアの大学との中・長期交換留学を軸とした学生交流の活性化」の事業内容で申請し、採択された。この事業を通じて本学の受入留学生数は飛躍的に増加し、留学生は京都市内のフィールドトリップ等を通して京都や日本文化を学び、京都の魅力の海外発信に繋がっている。

また、京田辺市とは学芸学部国際教養学科の派遣留学生のうち数名を「国際交流プロモーター」に任命し、事前研修を行ったうえで、留学先で日本文化を紹介する機会において京田辺市で生産された抹茶のお点前披露や京田辺市の紹介を行い、留学先における京田辺市への関心を

喚起することを目的として実施している。また、留学先協定校の所在地と京田辺市の小学生の交流を進める等、地域交流にも貢献している。

点検・評価項目③：

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

[評価の視点]

- (1) 社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
- (2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

連携協定締結機関によっては連携協議会を定期的に開催し、各年度の連携事業について参加者数、参加者アンケート等に基づき、定量的・定性的な点検・評価を実施している。また、連携協議会を発足していない協定機関との連携事業についても、終了後に事業報告を学内会議で報告する等、連携事業の点検・評価を行っている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

連携協定締結機関との事業について、連携協議会を開催している場合、上記の点検・評価の結果や前年度までの反省点及び社会的なニーズを踏まえ、次年度以降の連携事業内容の検討を行い、改善を図っている。

また、上記以外の連携事業についても、事業終了後に参加者等との意見交換や報告書の作成、学内会議等での事業報告の実施により、次年度以降の連携事業の改善を図っている。

第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

点検・評価項目①：

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

[評価の視点]

- (1)大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するための大学運営に関する方針を定め、明示していますか。
- (2)大学運営に関する方針を学内構成員に周知していますか。

本学は、2016年度に、創立150年を迎える2026年に向けた10年間(2017年度～2026年度)の中・長期計画として、同志社女子大学将来構想「Vision150」を策定し、学内外に公表した。

本学の教育理念や目的を踏まえて策定された「Vision150」のコンセプトは「21世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の養成」であり、その実現に向けて「創造性を育む教育の推進」「自分自身を生涯にわたりデザインできる女性の育成」「『学修するコミュニティ』の構築」「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」の四つの長期目標を掲げている。

この「Vision150」のコンセプトの実現や目標の達成も含め、本学の教育研究活動等における方針として、2019年7月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定し、その中で「大学の管理運営に関する方針」を以下のとおり定め、本学ホームページにおいて広く社会に公表している。

<大学の管理運営に関する方針>

1. 学長のリーダーシップのもと、学長の職務を補佐・推進する機関であり各組織の長で構成する常任委員会において、教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項を総合的に審議することにより、迅速かつ適正な大学運営を推進する。また、関係法令及び学内諸規程に基づく公正で透明性の高い大学運営を行う。
2. 教授会及び大学院委員会は、リベラル・アーツの教育理念を具現化するために、全学的に構成する。教育研究に関する事項は教授会又は大学院委員会で審議し、管理運営に関する事項は評議会に諮問し、学長が決定する。
3. 教育研究活動を適切かつ効果的に支援するため、「同志社女子大学事務機構規程」に定められた事務組織に適正な人員を配置する。また、教職員に対し、必要な知識・技能を習得し、能力・資質を向上させるため、研修の機会を設ける。
4. 質の高い教育研究活動を展開していくため、中・長期的な財政計画に基づき、健全で安定した財政基盤を確立し、適切な予算編成及び予算執行を行う。

なお、「同志社女子大学の諸活動に関する方針」は、2019年7月17日開催の評議会において承認可決された。本学では評議会における決定事項は、各学部学科に持ち帰り、それぞれの教

員会議において所属教員へ周知が図られる仕組みとなっている。また、職員に対しても毎月行われる事務連絡会において、担当部署より説明があり周知を図っている。

点検・評価項目②：

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

〔評価の視点〕

(1) 方針に基づき適切な大学運営を行うための組織を整備し、以下の事項について取り組んでいますか。

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

(2) 適切な危機管理体制を整備し、危機管理対策を実施していますか。

本学では 2000 年 1 月に「同志社女子大学の意思決定の仕組み」を施行し、常任委員会、評議会、教授会、大学院委員会の役割と位置付けを明確化している。学長を中心とする常任委員会を事務組織上の所属長である部長で構成し、単なる審議機関ではなく、執行部として明確に位置付け、学長の補佐機関としての役割を担うものとしている。教授会・大学院委員会は基本的に教学に関する事項を、評議会は管理運営に関する事項をそれぞれ審議することが規定されており、その役割を明確に分担している。

学長の選任は「同志社女子大学長候補者選挙規程」に則り、「同志社女子大学長候補者選挙実施要領」及び「同志社女子大学長候補者選挙規程第 10 条第 1 項第 2 号及び第 11 条第 2 項の取扱いに関する申合せ」に基づき適切に行っている。学長の権限については、学則第 38 条第 1 項で「本学に学長を置く」と規定し、同第 2 項において「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定している。また「学校法人同志社寄附行為」第 7 条第 1 項第 2 号により学校法人同志社の理事となり、「同志社経理規程」第 8 条第 1 項により同志社女子大学の経理責任者となっている。さらに学内では「同志社女子大学常任委員会規程」第 4 条により委員会を招集し、その議長となり、「同志社女子大学評議会規程」第 3 条では、評議会は学長が委嘱し、同第 4 条により学長は評議会を招集してその議長となる。「同志社女子大学教授会規程」第 6 条第 1 項により学長は教授会を招集し、その議長となる。大学院学則第 32 条では、学長が招集して議長になることが規定されている。

本学の役職者は常任委員会を構成し、「同志社女子大学常任委員会規程」第 1 条において、常任委員会を「学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する」機関として位置づけ運営している。同第 2 条に基づき学長委嘱により常任委員会構成員となり、「同志社女子大学評議会規程」第 2 条第 1 項により評議

会構成員となる。また、「同志社女子大学事務機構規程」第2条第2項により、部には部長、所には所長、センターにはセンター長を置くことが規定され、同第2条第4項には、各々所轄の事務を管掌することが規定されている。

学長による意思決定や執行等の整備、学長との関係を含む教授会の役割の明確化という点に関しては、2015年度の学校教育法の改正に伴い、「同志社女子大学学則」「同志社女子大学教授会規程」の改正及び「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規」を整備し、教授会は本学の教育研究に関する事項を審議する機関とし、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと規定し、学長の意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係については、「学校法人同志社寄附行為」第18条第2項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とし、同第13条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と理事会及び理事長の権限と責任を明確化している。

学生や教職員からの意見への対応は、学生に対しては1年に1度実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」や毎学期実施している「授業に関するアンケート」、学生会からの諸要求を通じて、学生生活の実態を把握し要求に応じており、教職員に対しては毎月定例で開催される全学教授会、職員部課長会、事務連絡会での意見に対応している。

【危機管理体制】

2002年11月に、本学に不測の事態が発生した場合に、そこから生じる被害及び損害を最小限に食い止め、迅速な回復を行うことを目的として「同志社女子大学緊急対策本部規程」を制定し、2006年10月には、同志社女子大学の教育研究と管理運営を阻害する事態の発生を未然に防ぐために必要なリスク管理を行うことを目的として「同志社女子大学リスク管理本部内規」を制定し、本学の危機管理体制を整備している。両本部とも構成員は本学の執行部となる常任委員会のメンバーとしており、毎月定例で開催される常任委員会においても本学の危機管理に関連する事象について報告し情報を共有している。また、危機管理マニュアルを整備し本学ホームページの教職員認証ページにおいて公表し、教職員に対する適切な危機管理対応を進めている。

点検・評価項目③：

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

(1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性に関して、以下の事項について適切に取り組んでいますか。

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本法人では、理事会で決定した予算編成方針に基づいて、各学校がそれぞれの予算編成方針を決定する。法人の予算編成方針では、経常勘定における収支均衡、学生生徒等納付金の安定

的な確保のための適切な定員充足率の設定、中長期の財政見通しに基づく慎重な人事採用、経費削減のために必要な取り組み、建設勘定での繰越消費支出超過の改善など、財政の健全性確保という視点を組み込んだ基本方針を示している。

本学では、「同志社女子大学予算管理に関する取扱要領」に基づき、各組織（部）に予算管理単位を割当て、その組織の長を予算管理責任者としている。経理責任者である学長を含め、各予算管理責任者で構成する常任委員会にて女子大学の予算編成方針案及び予算案を審議し、評議会にて最終決定する。また、常任委員会での審議に先立ち、企画部長を委員長とする事業評価委員会（委員は総務部長、経理部長、学長が委嘱する委員若干名で構成）において予め予算編成にあたっての指針を策定することとしている。

予算には、事業計画に基づき必要な事業費を計上する予算のほか、積算基準を設けて予算額を配分する予算がある。積算基準には、教員数や学生数を積算基礎とするものと、一定の基準を設定して積算額を定めるものと、法人部から通知されるものがある。

予算編成にあたっては、11月に各部課の予算担当者向けの予算担当者説明会を開催し、編成方針の趣旨を浸透させるとともに、予算要求の手法方法について周知を図っている。各予算管理単位は、事業計画を付した書面を提出して予算要求を行う。事業計画では、新規事業はもとより、既存事業でも規模を大幅に拡大するものは重点施策事業と位置づけており、計画の必要性（目的）、詳細内容（実施方法・手段等）、期待される効果等を記した計画調書の提出を必要としている。これらの要求書をもとに、経理部が中心となり、各予算管理単位の担当者と12月初旬から約2か月をかけて事業計画に対するヒアリングと折衝を行い、査定を進めていく。

新規・重点施策事業の内容については、予算案の審議に先立ち、12月下旬から1月下旬にかけて事業評価委員会において内容の確認と査定を行い評価している。最終調整を終えた本学の予算案は、2月の常任委員会及び評議会で審議したうえで、3月の理事会で最終決定する。

予算の執行管理は、法人の「経理規程」に則って実施している。また、「同志社女子大学会計等職務の権限に関する規程」を制定し、会計等職務に関する承認及び決裁の権限の種類、その権限を有する職位者（事業実施責任者、事務取扱責任者、事業実施担当者、取扱担当者）の予算執行における管理責任を明確化している。

点検・評価項目④：

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

[評価の視点]

(1) 大学運営に関わる組織の構成と人員配置に関して、以下の事項を含め、適切に取り組んでいますか。

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学の事務組織は「同志社女子大学事務機構規程」において、組織、学長以外の役職、事務分掌を規定している。各部課に定員を設定していないが、学部学科の新設等による大学全体の

職員総数は原則として増加させずに、将来構想や本学が直面する課題と労働環境を考慮して、人員配置の適宜見直しを行っている。10部のもとに課・事務室及びセンターを設置し、各学部には学部・研究科事務室を置いている。これらの事務組織に2019年5月1日現在、専任職員72名、常勤嘱託職員5名、契約職員80名、特定業務職員（有期）31名、特定業務職員（無期）2名、アルバイト職員69名の合計259名を配置している。これらの職員以外に派遣労働者や業務委託などを活用して事務を処理している。

職員の採用及び昇格に関しては、「同志社女子大学評議会規程」、「同志社女子大学職員人事委員会内規」及び「同志社女子大学職員部課長会内規」により、委員会の権限や役割を明確化している。

職員採用については、常任委員会及び評議会で職員採用方針として、採用年月日、採用人数の承認を得て、職員人事委員会で採用計画、採用スケジュール、募集要項を決定し、募集及び選考は職員部課長会で実施している。職員部課長会が推薦した候補者について、職員人事委員会による最終面接を経て、評議会で決定している。

係長・事務主任、課長・事務長への昇進は職員人事委員会での議を経て決定する。学長が委嘱する職員の部長、室長、次長への昇進は、法人理事会の承認を必要とするため、評議会上に学長が提案しその承認を得て、理事会で決定している。

職員の業務内容の多様化、専門化に対応するため、社会の要請に応じて新たな業務分掌を定め、組織の集約化と人的資源の効率的有効活用を念頭において対処してきた。2016年度には、18歳人口の減少に伴う志願者及び入学者の確保、高大接続の在り方及びそれに伴う入学選抜の改革、アクティブラーニングの推進とFDの実質化等に対応すべく大幅な事務機構改正を実施した。

専門化する職員業務への対応としては、既存の原則として異動を伴わない常勤嘱託職員（無期雇用）に加えて、2018年度より特定業務職員制度を導入した。

本学では以前から、教学運営及び大学運営において教職協働の体制を採用しており、教学・大学運営を担う各種委員会の事務局はすべて職員であり、委員会の委員に積極的に職員を含めるようにしている。2018年度の本学の委員会（会議）53個のうち41委員会（会議）において職員が委員として参加しており、77.3%を占める。

点検・評価項目⑤：

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

[評価の視点]

(1)大学運営を適切かつ効果的に行うために、スタッフ・ディベロップメント（SD）を組織的に実施していますか。

本学職員の意欲や資質、職務遂行能力の向上を目的に職員研修制度を設けており、それぞれの研修に関する取扱い基準は「同志社女子大学職員研修内規」に定められている。また、本学の研修体系は総務部長から諮問を受け、2009年12月に同志社女子大学SDワーキンググループより提出された「SD（職能開発）推進に関する答申書」をもとに、本学として目指すべき大学

職員像や各階層に求められる能力等を明確化し、それを実現するために、2010年度から新研修制度を実施している。また、毎年各研修の見直しを図り改善内容を反映した「職員研修 Guide」を毎年作成し、配付している。

階層別研修は、「新入職員研修」「係員研修」「新任係長研修」「係長・事務主任研修」「新任課長研修」「課長・事務長研修」の6つに区分している。「新入職員研修」は法人全体で実施する、社会人や大学職員としての基礎知識・基本動作を身につける研修と、本学の伝統や各部署における業務内容全般について理解することを目的に係長・事務主任が講義を行う本学独自の研修とで構成している。加えて入社3カ月目・1年目には、研修委員長及び所属長が面談を実施し、日々の業務を遂行していく上での課題等について自己点検・評価をするとともに、今後の目標を設定させている。「係員研修」では入社2年目以降の一般職員を対象に、各部署の課長・事務長が講師を務め、大学職員としてより高度な知識や能力を身につけるため、本学の状況のみならず、国内外の大学を取り巻く環境や他大学における先進的な取り組みなどを紹介し、グループワーク等を通じて知識の定着を図るとともに、本学の現状や課題について改めて考える機会としている。また、学外団体が主催する研修会へ参加を義務付けており、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、企画力等のビジネスリテラシー能力を修得するとともに、他大学職員との意見交換や討議を通じて、中堅職員に求められる能力や態度、大学業界を取り巻く状況等について新たな気付きを得ることを期待している。「新任係長研修」は初級管理者である係長の立場・役割を認識し、管理の基本概念を修得するとともに、係長の役割を果たすために必要なリーダーシップと問題解決能力の強化を目的として学外団体が主催する外部研修に参加している。「新任課長研修」は同志社大学の新任課長とともに研修を受講し、組織における管理者の立場と役割、果たすべき機能についての認識を深め、マネジメントに必要な能力、職場でリーダーシップを発揮する際の考え方等を修得することを目的としている。「係長・事務主任研修」及び「課長・事務長研修」では、各職員がそれぞれの職階や職務内容に応じて必要となる能力や知見を身につけるため、数年に一度、大学が指定する学外団体主催研修に参加することを義務付けている。

また、一方で、職員の希望により受講できる研修として「研修助成」、「通学講座特別助成」、「在外研修・国内研修」、「他大学との合同研修」、「学外団体主催研修」がある。「研修助成」「通学講座特別助成」は自己啓発によるレベルアップを目的に、現在の職務に直接又は間接に関連する課題について、勤務時間外に書籍や通信教育・通学講座等により研修を行うもので、その研修に係る費用の一部を助成している。「在外研修・国内研修」は一定期間業務を離れ、業務に関する調査研究に専念する機会を与える研修である。「他大学との合同研修」では、現在、金城学院大学との包括協定に基づき、隔年で互いの大学を訪問し、それぞれの大学において取り組んでいる先進事例等について情報収集を行っている。「学外団体主催研修」は一般社団法人私立大学連盟、公益財団法人大学コンソーシアム京都、株式会社日本能率協会等が実施する大学職員を対象とした研修プログラムへの参加を奨励し、大学職員として身につけるべき知識や情報を修得する機会としている。

必修、選択を問わず、各研修に参加したのちは、報告書の提出を義務付けており、報告書は本学ホームページの教職員認証ページにおいて閲覧可能な状態としている。また、上記にも記載のとおり、一部の研修では研修成果を発表する機会を設けており、研修成果が全職員で共有できる体制となっている。

また、年に一度専任職員と常勤嘱託職員全員が参加する職員集合研修を実施し、大学として直面する課題について、職員全員で情報を共有したうえで、今後の業務の在り方について考える機会としている。過去5年間の各回の研修テーマと参加率は以下のとおり。

- 2019年8月27日 新島襄に学ぶ～同志社女子大学の Identity～ 92.2%
- 2018年8月29日 働き方改革～生産性を高めて何をする？～ 97.4%
- 2017年8月30日 大学の将来構想と危機管理～Vision150の実現に向けて 96.1%
- 2016年9月1日 IR(Institutional Research)について理解を深める～問題点を発見し、改善策を遂行するために～ 97.4%
- 2015年9月7日 大学教育の質的転換について—平成26年12月22日中央教育審議会(答申)を受けて— 94.8%

さらには、2010年度より専任教員、任期付教員、特別任用助手、実習助手(有期)、専任職員、常勤嘱託職員を対象とした教職員合同研修を5月の教授会終了後に時間を設けて実施している。過去5年間の各回の研修テーマと参加率は以下のとおり。

- 2019年6月19日 法務リスクの観点から見る学校現場のハラスメント問題 66.1%
- 2018年6月20日 教育改革と同志社の今後 65.1%
- 2017年6月21日 新島襄の志と同志社—わたしたちの教育を考える— 62.4%
- 2016年6月15日 ルーツから私達は何を学ぶのか—同志社女子大学の沿革と教育理念— 46.9%
- 2015年6月17日 同志社の志 67.1%

点検・評価項目⑥：

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

[評価の視点]

- (1) 大学運営の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づいて定期的に点検・評価を行っていますか。
- (2) 監査は適正なプロセスで行われていますか。
- (3) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

2016年度に策定した同志社女子大学将来構想「Vision150」を実現するために掲げた4つの長期目標の一つに「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」がある。この長期目標を実現するための具体的な項目として「教育組織と事務組織の充実にに向けた検証」があり、この項目は次の3つのアクションプランで構成されている。

- ・教育組織の充実にに向けた検証
- ・業務の効率化推進(働きやすい職場の環境整備)
- ・事務組織の検証と職務権限規程の整備

このアクションプランについては、それぞれに自己点検・評価シートを作成し、将来5カ年の取組目標・取組内容を定め、毎年、単年度の活動目標・活動計画を定め実績を点検・評価している。

本法人の監査は、「私立学校法」及び「学校法人同志社寄附行為」、「同志社監事監査規程」「同志社内部監査規程」等の関連規定に基づき、三様監査（監事による監査、監査法人による会計士監査、内部監査）を行っている。特に2018年度からは業務監査が開始され、本学においては年間2部署に対して行われることとなっている。

内部監査体制として、法人部に監査室を置き、監事監査の補佐とともに、理事長の委嘱による監査を年度中間（中間監査10月下旬～11月中旬）と年度末（定時監査4月下旬～5月中旬）に行っている。また、監査室は、「公益通報等に関する規程」に基づく窓口機能を担っている。なお、本学が管理している科学研究費補助金については内部監査役を委嘱し内部監査を実施している。

監事は、「学校法人同志社寄附行為」で3名、任期は3年と定めており、評議員会において選挙のうえ同意を得て、理事長が選任する。監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務と財産の状況に関して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を提出している。

また、理事長、法人事務部長から経営状況や財務状況について、大学長、女子大学長、各学校長からは大学（学校）経営についての課題や目標などについてヒアリングを行い、外部監査法人からは当該法人による会計監査結果の報告を受けて、実態の把握に努めている。

監査法人による会計監査は、監査計画に基づいて期中監査、期末監査等を行っているほか、理事長、財務担当理事、大学長、女子大学長へのヒアリングも実施している。これらの監査結果は適正意見であった。2012年度から、監査法人を7年サイクルで見直すことを理事会で決定している。

本学の管理運営については、点検・評価結果に基づき、業務の効率化に対する取組が各部署において積極的に成されるようになり、定量的に判断できるものとして時間外労働の勤務時間が減少していることが成果としてあげられる。

また、今後は2019年2月に新たに制定された「同志社女子大学内部質保証推進規程」及び「同志社女子大学自己点検・評価規程」、2019年7月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」に基づき、大学運営の適切性について定期的な点検・評価とともに改善・向上に向けた取組みを行っていく。

財政面に関しては、本学においては入学定員充足率も良好で安定した収入が得られており、本学の教育研究を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立している。加えて、2011年度から2017年度までの大規模な建設事業についても、自己資金により計画的に事業を実施してきた。しかしながら、定員管理の厳格化の影響もあり、事業活動収入は横ばいである中、2015年度の看護学部設置もあり、人件費をはじめ支出の伸びが大きい状況が懸念されるため、予算面では、「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」という目標を掲げ各年度の予算編成を行っている。2017年度予算は「対前年度マイナス3%シーリングでの予算編成方針」を掲げ、予算総額の抑制に効果を上げた。以降、前年度配分基準額を上限としたゼロシーリング予算を基調とする予算編成を行っている。また、決算時には、「事業計画報告書」の提出を求め、事業ごとの費用対効果や成果等について検証を行い、次年度以降の予算に反映させている。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目①：

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

〔評価の視点〕

- (1)大学の将来を見据えた中・長期の計画に則した中・長期の財政計画を策定していますか。
- (2)財務関係比率に関する指標又は目標を設定していますか。

従来、本学では、学部学科再編、学費改定、大規模建設事業の遂行等の審議時に、中・長期の収支予想を行い、判断の材料としてきた。また、経常勘定、建設勘定それぞれの累積の収入・支出超過額を示し、中・長期の財政の健全性を検証してきた。しかし、将来の事業計画の全体像を包含する中・長期財政計画の策定には至っていない。また、財務関係比率に関する指標又は目標も設定していなかったが、2020年度法人全体の予算編成方針に基づき、2020年3月開催の常任委員会及び評議会において、本学における中・長期財政計画の策定及び財務関係比率上の指標・目標の設定について審議する予定である。

なお、学校法人同志社においても、私立学校法の改正にあわせ、2020年度から2025年度までの中期財政計画を策定し、財政目標として財務関係比率に関する指標等を設定している。

点検・評価項目②：

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

〔評価の視点〕

- (1)大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤又は予算配分を確立していますか。
- (2)教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みが確立していますか。
- (3)外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等は十分な状態ですか。

【学校法人の財務運営体制】

本法人では、いわゆる独立採算を原則とし、理事会が設置学校各々に対して学校運営の責任を持つことを求めているため、財政運営の方針として、各学校に執行権限と責任を委譲している。そのため本法人は、「経理規程」に基づき14学校を9つの経理単位（大学2、中学校及び高等学校4、小学校2（うち1校に各種学校を含む）、幼稚園1）に分けて各経理単位に経理責任者を置き、各学校の長をその任に充てている。各経理単位、すなわち各学校に財政運営を委ねることによって、それぞれの意思決定を最大限尊重しながら、学校経営に対する責任を明確にしている。

また、建設事業の財源を外部借入金に頼らないことを方針とし、一時に多額の事業費を要する校舎の新築や増改築等において資金確保が間に合わない場合に備えて、その1/2以上を各経

理単位が自己資金で用意したうえで、必要に応じて不足資金を法人内で融通する「法人内資金調達」制度を設けている。本制度を利用した経理単位は、5年を目処に調達した資金を内部勘定で計画的に返済することとしている。各経理単位には、法人内資金調達制度の利用や第2号基本金の組入計画を含め、財源確保のための計画立案が求められる。さらに、寄付金増収の取組について、同志社創立150周年を間近に控える中、募金事業は各学校で行っている他、法人が全額出資の事業会社（株式会社同志社エンタープライズ）から毎年継続的に寄付金を受領している。

【本学の財務状況】

5ヵ年連続事業活動収支計算書により2014年度と2018年度を比較すると、学生生徒等納付金収入は定員管理の厳格化の影響により、約93億円から約92億円と約1億円減少している。事業活動収入（帰属収入）全体でも、経常費等補助金・施設設備補助金（補助金）や受取利息・配当金（資産運用収入）が伸びていないこと等により、約106億円から約104億円となっている。一方、人件費は、2015年度に看護学部を設置したこともあり、約46億円から約49億円と約3億円の増、事業活動支出（消費支出）は大規模整備事業の影響も加わり、約91億円から約99億円と増加しており、収入が横ばいである中、支出の伸びが大きい状況が懸案となっている。今後は、学寮整備を含めた大規模建設事業が2019年度にて終了し、借入金もないことから、建設勘定における財政計画は、2020年度以降収入超過に転じる計画となっている。したがって、前述の「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」の実現を目指し、より一層収入の多様化と支出抑制に継続して取り組む必要がある。

【法人の財務関係比率】

本法人の財政的な安定度について、2017年度の本法人数値と日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による医歯系法人を除く2017年度の全国平均値を用いた財務比率を通しての検証結果は、以下のとおりである。

事業活動収支計算書関係比率について、事業活動収支差額比率は全国平均を上回る（本学5.8%、全国4.9%）ものの、かつては帰属収支差額比率10%以上を目標値とし、実現していたことに鑑みれば、さらに収入の多様化と支出抑制により改善を図ることが可能であると考えている。その他の指標値の全国平均との比較は、学生生徒等納付金比率（本学80.7%、全国平均74.7%）が高く、寄付金比率（本学1.8%、全国2.3%）や補助金比率（本学8.7%、全国12.5%）は低めで、学費への依存度が比較的高い収入構造となっている。人件費比率（本学53.3%、全国53.8%）及び人件費依存率（本学66.0%、全国71.9%）は全国平均との比較では低い水準を保っているが、増加傾向にある点は留意すべき事項と認識している。管理経費比率（本学4.8%、全国8.8%）は全国平均を下回る一方、教育研究経費比率（本学36.8%、全国33.3%）で全国平均を上回っている。

貸借対照表関係比率では、各指標とも概ね全国平均の水準で、全国平均を上回る項目も多い。負債比率（本学12.3%、全国13.9%）、総負債比率（本学11.0%、全国12.2%）に関しては、借入金に依存しない方針を堅持しているため年々漸減（好転）している。同様の理由により基本金比率（本学99.9%、全国97.3%）も着実に向上している。なお、2017年度末現在の引当資産は、第2号基本金引当資産約67億円、第3号基本金引当資産約195億円、退

職給与引当資産 約 149 億円、減価償却引当資産 390 億円、合計約 801 億円である。

【教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組み】

本法人及び各学校では、学校法人会計基準に基づく計算書とは別に、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理する独自の会計制度を用いている点を特徴としている。経常勘定は学校運営のために恒常的に必要とする取引を、建設勘定は学費のうち教育充実費や建設事業宛寄付金等を収入源とし、土地、建物等の取得にかかる取引とそれによって生じる借入金の元利及び経費に関する取引を扱う。「経常勘定」と「建設勘定」に区分することにより、年度により事業規模が大きく異なる建設事業が日常的な教育研究活動の収支に影響を与えることのないようにするとともに、中・長期的に見た施設設備整備の規模の妥当性に対するチェック機能を働かせている。

本学では、「Vision150」の基本コンセプトの実現に向けた施策については、第3号基本金の一つである「21世紀基金」の果実を充当し、本学の教育研究活動の発展を図っている。さらに、事業計画に基づく事業費計上とは区分して、学生数に基づいた積算基準を設けて学部・学科に予算額を配分する教学費予算を設け、各学部・学科の特色に合わせた弾力的な執行による教育活動の活性化と限られた財源の中での効率的な予算編成の両立を図っている。

【外部資金の獲得状況等】

収入構造の多様化を図る一環として、募金事業を立ち上げることを目的に2017年10月より総務課に社会連携係を設置した。従来「同志社女子大学事務機構規程」においては、経理部の事務分掌として「寄付金に関すること」としていたが、積極的に募金活動を行う趣旨で、2017年9月開催の評議会及び理事会において、同規程の改正を行い、総務課の事務分掌に「募金に係る調査、企画、連絡調整及び実施に関すること」「募金推進委員会に関すること」の2項目を追加した。その後、専任職員1名を当係に配置し、募金推進委員会を立ち上げ、2018年度より「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」を立ち上げ、寄付者が寄附事業を指定できる工夫を行い、2018年度は265件、31,516,000円の実績があった。

また、外部からの研究資金のうち特に科学研究費助成事業については、大学全体として応募を奨励しており、近年獲得額が増加している。2019年度は採択件数・採択率は2018年度を下回ったものの、交付金額については過去最高額の5,810万円となった。日本学術振興会が公開している、「研究者が所属する研究機関別採択件数・配分一覧（平成30年度）」では、採択件数は全国の女子大学の中では第7位、新規採択率は40.5%と非常に高い数字となっている。申請件数は少ないながら、本学教員に占める採択者の割合は高く、獲得状況は良好と思われる。

それ以外の外部からの研究資金（受託研究費・共同研究費・奨学寄付金）はいずれも流動的であるが、受託研究は2015年度以降毎年件数・金額とも増加傾向、共同研究は件数・金額とも2017年度が最高値で2018年度は減少、奨学寄付金はほぼ横ばい状態である。今後も産業界との連携を推進していく中で、資金の獲得につなげていく予定である。